

# 平成28年加茂市議会6月定例会会議録（第1号）

6月21日

---

## 議事日程第1号

平成28年6月21日（火曜日）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸報告
- 第4 第47号議案
- 第5 第48号議案、第49号議案及び第51号議案
- 第6 一般質問

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 第47号議案 専決処分の承認について（平成28年度加茂市国民健康保険特別会計補正予算第1号）
- 日程第5 第48号議案 平成28年度加茂市一般会計補正予算（第3号）  
第49号議案 平成28年度加茂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
第51号議案 平成28年度加茂市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第6 一般質問
  - 安武 秀敏君
    - 1. 選挙に関する諸問題について
    - 2. 泉田県知事4選目の出馬について
  - 白川 克広君
    - 1. 加茂市が所有する山林の実態と利・活用方策について
    - 2. 黒水地内における市道の整備について
    - 3. 水防対策の徹底について
  - 滝沢 茂秋君
    - 1. 災害対策に関する事柄について
    - 2. 放課後児童健全育成事業について

---

## ○出席議員（15名）

- |    |           |    |           |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 三 沢 嘉 男 君 | 2番 | 藤 田 明 美 君 |
| 3番 | 白 川 克 広 君 | 4番 | 佐 藤 俊 夫 君 |

5番	大平一貴君	6番	浅野一明君
7番	滝沢茂秋君	8番	保坂裕一君
10番	森山一理君	11番	山田義栄君
12番	中野元栄君	13番	安田憲喜君
15番	樋口博務君	16番	安武秀敏君
17番	樋口浩二君		

○欠席議員（2名）

14番	茂岡明与司君	18番	関龍雄君
-----	--------	-----	------

○欠員議員（1名）

○説明のため出席した者

市長	小池清彦君	副市長	吉田淳二君
顧問	中野清君	総務課長	五十嵐裕幸君
企画財政課長 会計課長	市川一行君	税務課長	鶴巻信二君
農林課長	近藤直樹君	商工観光課長	菅家裕君
市民課長	青木敏男君	健康課長	車谷憲繁君
建設課長	金子正文君	都市計画課長 水道局長 環境課長	樋口敏晴君
下水道課長	和田利政君	福祉事務所長 加茂市介護支援センター 市民福祉交流センター 「加茂美人の湯」所長	青柳芳樹君
教育長	殖栗敏夫君	教育委員会 学校教育課長	首藤和明君
教育委員会 社会教育課長	明田川太門君	顧問 教育委員会 文化会館長	宇田滋君
教育委員会 公民館長	和田正利君	教育委員会 図書館長	珊瑚保君
監査委員 局長	吉田裕之君	農業委員会 事務局長	佐野雅好君

○職務のため出席した事務局員

事務局長	武内豊君	庶務係長	美原弘美君
主査	吉田和実君	主査	石津敏朗君
嘱託速記士	山田真織君		

午前9時33分 開会

○議長（山田義栄君） これより平成28年加茂市議会6月定例会を開会いたします。

---

---

午前9時33分 開議

○議長（山田義栄君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山田義栄君） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、13番、安田憲喜君、15番、樋口博務君、16番、安武秀敏君を指名いたします。

---

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（山田義栄君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会における今期定例会の運営について、審査の結果を委員長より報告を求めます。

〔議会運営委員長 樋口博務君 登壇〕

○議会運営委員長（樋口博務君） おはようございます。ただいまから議会運営委員会の結果を報告いたします。

本日から6月定例会が開催されますので、去る6月14日、議会運営委員会を開催いたしました結果、次のとおり決定いたしましたので、皆様方の御賛同をお願いいたします。

会期は、本日から7月1日までの11日間といたすことになった次第であります。今回、提出されました一般質問の通告は7名であります。議事の運営につきましては、皆様方のお手元に配付してあります順序によって行うこととし、本会議は本日21日、23日及び7月1日に開催し、本日は、専決処分の承認についての議案1件の即決をお願いすることになりました。24日に連合審査会、次いで27日から29日までの間に各委員会の開催をお願いし、付託議案の審査を行っていただくことになりました。最終日の7月1日は各委員長の報告を行い、これを決定していただき、人事議案と会期中に議員発案等が提出された場合は、最終日の日程に組み、これらを決定していただき、6月定例会を終了することになりました。

以上をもちまして、議会運営委員会の結果報告を終わります。

○議長（山田義栄君） お諮りいたします。今期定例会の会期については、議会運営委員長報告のとおり、本日から7月1日までの11日間といたしたいと思っております。なお、議事の運営につきましては、議会運営委員長報告のとおり取り計りたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義栄君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から7月1日までの11日間と決定いたしました。

なお、議事の運営につきましては、お諮りのとおり決しました。

---

---

市長の挨拶

○議長（山田義栄君） 次に、市長より招集の挨拶があります。

〔市長 小池清彦君 登壇〕

○市長（小池清彦君） おはようございます。6月議会となりました。本議会も盛りだくさんの案件を提案させていただいております。

最初の専決をさせていただきました国民健康保険の特別会計の繰り上げ充用の件でございますが、3月議会で御説明をいたしました赤字の金額が5,000万ぐらい減りまして、たしか3億3,000万ぐらいで御説明したかと思うのですが、2,800万弱ぐらいになりました。そういうことが1つございます。

それから、新規の案件といたしまして、若宮中学校にエレベーターを1基つけさせていただきたいという案件がございます。

それから、地方創生の交付金について、また検討してよろしいという連絡が国から来たわけでございます。地方創生につきましては、今年度予算として既に8,900万がお認めいただいておりますのでございまして、これは丸々国から金がかかるという分ではありますが、今度また新しいものといたしまして、今年度、28年度にもう一回、それから29年度、30年度、3カ年について毎年5,000万円以内のものを2件ずつ出してよろしいと。ただし、金は国が半分出すだけあると、今度はちょっとけちになっておりまして、そういうものがございます。それで、いろいろ検討したのでございますが、今年度はもう8,900万盛っておりますので、そうたくさんネタが見つかりませんで、今年度は5,600万にとどめてあります。来年度は1億近く、再来年度は1億近く、その辺を計画させていただいておりますが、今度は半分市が出さなければいけないということがございます。しかしながら、ずっとそういう方針で来ておりますが、地方創生のために有益なものであって、かつ毎年度計上するものを取り込んでやれば、その分子算が使わずに済みますので、そういう方針でやってきているわけでありまして、ただ、今まではダブル計上してもよかったのですが、すなわち今年度予算に認められているものを儉約するためにダブルで地方創生で計上するということができただけなのですが、今年度予算についてはダブル計上はできないということでありまして、純然たる新規のものを5,600万盛ってあるわけでございます。そのような予算をお願いしているわけでございます。

何とぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。よろしくようお願い申し上げます。

---

---

### 日程第3 諸報告

○議長（山田義栄君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

報告第7号、損害賠償額の決定及び和解についての専決処分報告について、報告第8号、繰越明許費繰越の報告について、報告第9号、県央土地開発公社経営状況の報告について、それぞれ市長から報告がありました。その写しをお手元に配付してありますので、御了承ください。

次に、報告第10号、監査委員から平成28年2月分、3月分、4月分の例月現金出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付してありますので、御了承ください。

次に、報告第11号、3月定例会以降の議長会の状況について、その概要を別紙のとおりお手元に配付してありますので、あわせて御了承ください。

---

---

#### 日程第4 第47号議案

○議長（山田義栄君） 次に、日程第4、第47号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

〔市長 小池清彦君 登壇〕

○市長（小池清彦君） ただいま上程になりました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第47号議案は、平成28年度国民健康保険特別会計補正予算の専決処分について、御承認をお願いするものであります。この補正予算は、平成27年度国民健康保険特別会計の決算見込みで歳入が歳出に不足することから、平成28年度の歳入を繰り上げてこれに充てることとし、5月31日付で専決処分いたしましたものであります。歳出の内容といたしましては、前年度繰り上げ充用金2億7,880万8,000円で、これに充てる財源として普通調整交付金2億7,880万8,000円を増額して措置したものであります。この結果、予算の総額は37億2,809万6,000円となりました。

以上、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議の上、全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田義栄君） 当局の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第47号議案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義栄君） 御異議なしと認めます。

よって、第47号議案については委員会への付託を省略することに決しました。

暫時休憩をいたします。

午前 9時46分 休憩

---

午前10時25分 開議

○議長（山田義栄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議題となっております第47号議案について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義栄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義栄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより第47号議案専決処分の承認についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義栄君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

---

---

#### 日程第5 第48号議案、第49号議案及び第51号議案

○議長（山田義栄君） 次に、日程第5、第48号議案、第49号議案及び第51号議案を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

〔市長 小池清彦君 登壇〕

○市長（小池清彦君） ただいま上程になりました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第48号議案は、平成28年度一般会計補正予算であります。この補正予算は、総額2,801万6,000円の増額であります。歳出の主な内容といたしましては、戸籍住民基本台帳費685万6,000円などを増額するものであります。これに充てる財源として、国庫支出金685万6,000円などを増額して措置するものであります。この結果、予算の総額は133億9,901万6,000円となります。

第49号議案は、平成28年度下水道事業特別会計補正予算であります。この補正予算は、総額4,700万円の増額であります。これは、国庫補助事業4,700万円を増額し、これに充てる財源として国庫支出金2,350万円などを増額して措置するものであります。この結果、予算の総額は2億3,751万3,000円となります。

第51号議案は、平成28年度一般会計補正予算であります。この補正予算は、総額5,665万円の増額であります。これは、地方創生推進事業費5,665万円を増額するものであります。これに充てる財源として、国庫支出金2,832万5,000円及び繰越金2,832万5,000円を増額して措置するものであります。この結果、予算の総額は134億5,566万6,000円となります。債務負担行為の補正につきましては、平成29年度に若宮中学校に身体の障害のある生徒さんが入学するので、同校にエレベーターを設置することとし、その費用についてその期間及び限度額を定めるものであります。

以上、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議の上、全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田義栄君） ただいま議題となっております第48号議案、第49号議案及び第51号議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたしました。

10時45分まで休憩いたします。

午前10時29分 休憩

---

---

午前10時45分 開議

○議長（山田義栄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

---

#### 日程第6 一般質問

○議長（山田義栄君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

通告順により質問を許します。

質問の要旨を順次局長に朗読いたさせます。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（山田義栄君） 16番、安武秀敏君。

○16番（安武秀敏君） 今事務局長から答弁求める者読み上げられましたけど、きょうは選挙管理委員長は出席していますか。その点、議長、選挙管理委員長の出席を今回求めたのかどうか。先回は、出席しないからというお話ありましたが、今回は全然なかったのですが、事務局長、それから議長、今回はどうなっているのでしょうか。出席は求めたのか求めないのか、求めて選管の委員長が欠席しているのか、文書で出席を求めたのか、その点説明をお願いします。（市長小池清彦君「私からお答えしてよろしいですか」と呼ぶ）議長に尋ねているのですよ、議長に。私は、議長に通告したのですから。議長に通告したのだから、議長が市長に求めたかどうか、それを聞いている。市長に答弁今求めていません。議長。（市長小池清彦君「私は求められたという答弁をしようと思って、今手を挙げたわけでありまして」と呼ぶ）

○議長（山田義栄君） それでは、じゃお答えします。

6月14日、議会運営委員会が終了後に説明員の出席要求を書類で求めました。その結果、6月20日付で欠席の回答がございました。

以上です。

○16番（安武秀敏君） 欠席の理由は何ですか。やむを得ずきょう出席できない理由は何ですか。（市長小池清彦君「それを私が答える番になります」と呼ぶ）

○議長（山田義栄君） 書類では諸般の事情により欠席をいたしますという回答が来ております。よろしいでしょうか。

○16番（安武秀敏君） 諸般の事情というのか、やむを得ずきょう出席できない理由ですよ。諸般ではなく具体的に言ってください。

○議長（山田義栄君） その辺私は承知しておりません。

○16番（安武秀敏君） やむを得ず出席できない理由を聞かなくちゃだめでしょう。曖昧な回答で、あなたそれで満足しているのですか。私そういう説明では納得できませんよ。

○議長（山田義栄君） それ以上お答えできません、今現在。

○市長（小池清彦君） 私が断ったのだから。

○16番（安武秀敏君） どうぞ。

○市長（小池清彦君） よろしいですか、じゃ。

安武議長代理さんの御指名によりまして、それでは、今のは冗談です。済みません。

こういうことなのですが、選挙管理委員長の出席につきましては、選挙管理委員会、選挙管理委員長というものは公平を保つ立場にありますので、議会に出席を求められているいろいろな質問を受けますと、それは単なる質問では終わらないわけです。やはりこうすべきではないかと、おまえさんどう思うかというようなことになるわけです。それは好ましくない。公平を保つ意味から、そういう議論や、あるいは要求の矢面に立つ立場ではない、選挙管理委員長は。そこで、私が統括権持っておりますから、前回もお断り申し上げましたし、今回もお断り申し上げているわけでありまして。そうすると、その部下である総務課長はなおさらそういうこととしてはいけないわけです。したがって、総務課長も出席させられない

と。

そこで、市長はどう思うかということであれば、私は十分に御答弁申し上げます。今回も私はこう思いますということで御答弁をかなりの厚さで申し上げることになっているわけでありまして。そういうことでありますので、私が十分に御答弁申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げますということになります。

○16番(安武秀敏君) まだ質問していませんからね、時間とめておいてくださいよ。まだ登壇していないのだよ。

○議長(山田義栄君) 一般質問に入っておりますので。(6番浅野一明君「壇上で質問してからにしてください」と呼ぶ)

○16番(安武秀敏君) 壇上で質問して……

○議長(山田義栄君) 一般質問の時間でございますので、時間を動かしました。壇上で質問を……

○16番(安武秀敏君) あなた、何でそんな市長のほうに味方するの。

○議長(山田義栄君) いや、味方じゃないですよ。

○16番(安武秀敏君) 3月の議会で、加茂市だけです、選管の委員長出さなかったのは。三条市、燕市、弥彦村、市長、首長が答弁して、そして選管の委員長が答弁する。足りないところは、書記長または事務局長、こういう人たちが答弁します。加茂市は答弁なかったのですよ、選管委員長に対して質問したのに。そんな議会ありますか。3月のときは、あなた、考えてみなさいよ、周りの自治体を。議長、もう一回はっきり答弁してください。

○議長(山田義栄君) 一般質問が開始されておりますが、今安武議員が申し上げましたので、私も3月のときに経過報告ということでお話をさせていただきました。そのとおりでございますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

[16番 安武秀敏君 登壇]

○16番(安武秀敏君) おはようございます。YO1998の安武秀敏でございます。

3月に投票率の向上等々質問しましたが、答弁がなかった。その答弁を求める者が選管委員長だけだったから。今回は、市長、それから選管の委員長に答弁求めているのですけど、今回も選管の委員長の出席はないようですけど、異常な議会でないでしょうか。

では、通告した2件について一般質問します。最初に、選挙に関する諸問題についてでございます。さきの3月定例会において、選挙管理委員会の委員及び補充員が任期満了になるため選挙があり、市長推薦の現職4人の委員が当選しました。その後委員会の人事はいかがでしたでしょうか、お尋ねいたします。

また、加茂市の選挙管理委員会の役割についてはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

投票率の低下が問題になっています。昨年の6月に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられることになりました。今回の参議院選から高校生などが選挙に参加することになります。10月には知事選もあります。20歳代の投票率が全年代で最も低く、30%台で推移しています。若い世代が政治への関心が薄い中、選挙権年齢の引き下げが投票率を下げるのではないかと懸念されます。他の市町村では、高校などへ出前授業を実施しています。加茂市の選管の場合はいかがですか。



また、高齢者はいろいろ持病があったり、1人家庭も多くなり、今まで行くことができた投票所へ出向くことができない方も多くおられます。他市町村では、投票所へ出向くことができない高齢者のため施策を講じていますが、加茂市の場合はいかがでしょう。

投票所についてでございます。加茂市の投票所は、16カ所あります。昨年4月の統一地方選で加茂市と同じような面積で有権者数も近い小千谷市と比較してみると、加茂市は有権者数2万4,380人で、1カ所当たり1,524人。小千谷市は投票所は40カ所あり、有権者数3万765人で、1カ所当たり770人です。倍の違いがあります。加茂市の投票所は、もっと多くあってもよいのではないかと思います。いかがでしょう。

期日前投票所について伺います。加茂市の期日前投票所は、市庁舎の奥の2階に設置されています。他の市町村では、玄関に近い1階に設置されています。期日前投票所も1カ所だけでなく、複数の設置が必要でないでしょうか。

加茂市の市議選は、市長選とダブルでしたが、投票率68.53%、小千谷市は市議選単独でしたが、期日前投票所が複数のためか、加茂市より高く70.80%でした。

共通投票所について伺います。投票日の投票は、投票区内の1カ所に限られていますが、保育園は駐車場がない、丘の上の学校は高齢者にとって大層であります。最近、大型商業施設や駅、大学等に投票所を設置し、投票率を上げています。投票日の投票を投票区内の1カ所に限らず、投票区以外でも投票できる共通投票所を複数設置してはいかがでしょう。

次に、投票立会人についてであります。公明にして適正な選挙が行われるためには、投票立会人は重要な職務であります。しかし、若い人の意見では、投票所は静かで偉そうな年配の人が注視しているため、緊張し、かた苦しいようです。投票立会人の選任方法、人数、年齢や資格等はいかがでしょう。

今後、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、高校生等も参加するので、若い世代の大学生や高校生にも立会人を体験してもらってはいかがでしょう。若い人が立会人になれば、かた苦しさも和らぎ、若い人もリラックスして投票することになり、投票率も上昇すると思います。また、立会人も公募を実施してはいかがでしょう。

投票所の閉鎖時刻と開票時間の繰り上げについて伺います。投票日の投票時間は、原則午前7時から午後8時までになっております。最近投票所の閉鎖時刻の繰り上げが増加の傾向にあるようです。県内の投票時間の繰り上げ状況はいかがでしょう。

夜は、投票に行く人が少ないことを考慮して投票時間を繰り上げています。加茂市の昨年の選挙で、午後6時までに投票を済ませた人は、全投票者の何%でしたでしょうか。また、前回の参議院議員選挙で午後6時までに投票を済ませた人は、全投票者の何%でしたでしょうか。

最近が高齢化し、期日前投票で投票を済ませる傾向にあり、投票日の投票終了時間を繰り上げてても支障がないと思います。投票時間を繰り上げるにより投票立会人の負担も軽減でき、開票時間を繰り上げることができます。投票所の閉鎖時刻の繰り上げははいかがでしょう。

昨年の統一地方選では、開票の発表に大変手間取ったようですが、市長選、市議選のそれぞれの発表時間と開票率はいかがでしたでしょうか。

選挙運動費用の収支報告について伺います。平成27年4月26日執行の加茂市長選挙及び加茂市議会議員一般選挙の選挙運動に関する収支について、若干お尋ねいたします。選挙運動の費用の一部公費

負担について、市町村によって違うようですが、県内の状況はいかがでしょうか。

市長選の各候補者の選挙運動用費の収支と公費負担の状況はいかがでしょうか。

また、市議選の候補者 22 人の収支の平均額、支出の最高額及び最も少ない支出はいかがでしたでしょうか、伺います。

次に、泉田県知事 4 選目の出馬について伺います。10 月に泉田県知事の任期が満了となります。泉田県知事は、4 選出馬を表明し、後援会が推薦依頼を各団体にしています。これに対して市長会では、7 項目、26 点の問題点を指摘しています。泉田県知事は、財政難の中、県民の生命と生活を守り、公平な県政運営、また加茂市にとっては県立加茂病院の全面改築等々、大きく貢献されたと思います。市長は、いかが評価し、泉田県知事 4 選目の支援をいかがお考えでしょうか。

以上、壇上で伺いいたします。よろしく申し上げます。

○市長（小池清彦君） 御答弁申し上げます。座って失礼させていただきます。

初めに、3 月定例会におきまして、選挙管理委員 4 名、その補充員 4 名を議会において選挙により選任いただいたところですが、委員会の人事につきましては委員の互選により、前任期同様、江部謙治さんが委員長に、涌井タツ子さんが委員長職務代理に選任されました。

選挙管理委員会の役割につきましては、地方自治法第 186 条で、「選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する」と規定されております。

次に、選挙権年齢の引き下げに合わせた高校への出前講座についてであります。直近の国政選挙であります平成 26 年の衆議院議員総選挙における新潟県の投票率を見ますと、全体の投票率 52.71% に対し、20 代は 27.97% でありました。しかし、それだからといって若い人が劣っているということにはならないのであります。若い人も平等に立派な主権者であります。選挙権が認められているということは、立派な主権者の一人として選挙をする権利が認められているということであります。18 歳の高校生に選挙権を認めたということは、18 歳の高校生にも平等に立派な主権者として選挙権を認めたということであります。したがって、50 歳の人には教育が必要でないが、18 歳の高校生には教育が必要で授業が必要であるという考え方は、18 歳の高校生に対して大変失礼なことになります。教育が必要な年齢の人たちには、選挙権を与えることが間違っているのであります。18 歳の高校生に平等に立派な主権者として選挙権を与えたのですから、この人たちを教育するということは失礼であります。話があれですが、加茂市民に対しても、加茂市民を啓発するとか、加茂市民を教育すべきであるとか、そういう意見を聞くことがあります。私はそういうことは御主人様に対して失礼である、御主人様を市長が啓発するとか教育するとか、そういうことがあってはならない、そのようにいつも申しております。主権者の国民として選挙権を与えた以上は、それはもう立派な人たちということで与えたわけですから、この人たちを教育するということは甚だ失礼なことである、私はそう思います。それが民主主義というものである、そのように思います。

次に、高齢者が投票所へ出向くための対応策ということですが、私の見た限り、投票所には車椅子やスロープも用意され、職員呼び出し用のチャイムも設置されていて、投票所までおいでいただければ職員が介助できるようになっておりますし、ホームヘルパーさんから期日前投票所に連れてきていただいているお年寄りも大勢いらっしゃるようです。寝たきりの方、障害のある方も法にのっとり自宅

で郵便投票ができます。

次に、加茂市の投票所をふやしてはいかがかということですが、比較されている小千谷市で40カ所も投票所を設置しているのは、山間地の小さい投票所が多いということと聞いておりますので、単純にその数だけで比較できないと思いますが、加茂市は加茂市に見合った配置でなかろうかと思えます。

次に、期日前投票所の増設とのことですが、昨年6月議会で答弁申し上げたとおり、期日前投票のシステムは皆様方の選挙権を間違いなく行使していただくため、住民情報と連動したパソコンで受け付けを行っています。そのため情報漏えいには十分慎重に対応しなければなりません。ウイルスなどの外部からの攻撃はもとより、画面をのぞかれないような配慮や投票記載台を上からのぞかれないような配慮など、投票の秘密保持には極めて慎重な対応が必要となりますので、外に回線を出すことは情報漏えい防止のために避けたいところであり、またそのための工事費もかかってきます。また、期日前投票所の増設となれば、当然職員や管理者、立会人の増員が必要ですので、真にやむを得ず職員を削減し続けている状況の中で職員を兼務させ、張りつけるのは大変に厳しいものがあります。

また、市庁舎の玄関に近い1階に設置すべきとお話ですが、当市庁舎の吹き抜けの構造上、前述のとおり、2階部分からのぞかれたり、期間中の通常の窓口業務と導線上混乱を来さないように考えますと、エレベーターに近い現在の2階の場所がよいと思っています。

次に、大型商業施設や駅、大学等への投票所の設置や共通投票所の設置についてであります。今ほど申し上げましたとおり、情報のセキュリティーや職員配置の問題で相当負担が大きくなることでありますので、慎重に検討される必要があります。

次に、投票立会人の選任についてであります。私の感触では偉そうな年配の方が注視しているという感じはないわけですが、投票区内に住所をお持ちの方とか一定の要件がありますので、選挙管理委員会で法律を遵守して適正に選任していただくべきと考えます。

次に、投票所の閉鎖時刻を繰り上げて開票を早くしてはいかがかということですが、夜8時まで投票に来られる方が相当いらっしゃるという聞いておりますので、選挙人がお一人でも来られる限りあけておく必要があると考えます。一方で投票所をふやせと言いつつ、他方で投票時間を短くせよと言うのは矛盾した考え方です。

次に、選挙運動費用の公費負担についてであります。公費負担制度は、あくまでも各市町村が条例で定めるものですので、各市町村でその取り扱いに違いがあります。まず、県内各市町村の公費負担の状況についてであります。公費負担制度については、選挙運動用自動車のハイヤー方式での借上げ、これは加茂市では誰も、市長も市議会議員も誰もやっていない方式ですが、選挙運動用自動車のハイヤー方式での借上げ並びに自動車の借上げ、これはみんながやっていることでありますが、自動車の借上げ、燃料費の負担及び運転手の雇用、選挙運動用ポスターの作成費、市長選挙のみ発行できるビラの作成費があり、加茂市でも国及び県が行っている金額におおむね準じて条例を制定しています。これにつきまして選挙管理委員会で調べたところ、公費負担制度を全く行っていないのは町村と南魚沼市で、ほか村上市と魚沼市が市長のビラ作成費の公営を行っていません。公費負担制度を全く行っていないのが町村全部と南魚沼市であります。このほかに村上市と魚沼市は、市長のビラ作成費の公営を行っていないということでもあります。公費負担を行っている市については、選挙運動用自動車の関係はほぼ国と同じ金額となっております。選挙運動用自動車の関係は、ほぼ国と同じ金額であります。また、市長ビラ

の作成費については、行っている市は全市とも国と同じ金額です。

次に、ポスターの作成費につきましては、ポスター掲示場のみに張ることができる制度を採用している市と、ポスター掲示場のほかに任意の場所に張ることができる制度を採用している市があることや、ポスター掲示場の数自体が市町村によって大きく数字が違うということもあり、作成費の中の積算基準が市によって違っているとのことであります。これで私は思うのですが、知事選は選挙公報を配ってこないのですよ、たしか。今まで一度も私は見たことないですよ。それ私はいつもおかしいと思っているのですよ。知事選なのにそれぞれの候補者がどういう公約なのかわからないまま何かムード、変な言い方ですが、ある種のムードみたいにして投票しているのですよ、みんなが。これは、やっぱり知事選は選挙公報を出すべきだし、県議選だって選挙公報出すべきですよ。民主主義の一番の根本ですもの。もし今の答弁で間違っていたら勘弁していただきたいと思いますが、今まで私自身は特に知事選挙公報というものを見たことがないです。議員の皆様方もごらんになったことない、あられないと思うのですが、そのように思います。

次に、昨年の市長選と市議選の候補者における収支と公費負担の状況です。これにつきましては、選挙管理委員会で集計しているということですので、選挙管理委員会でお聞きいただければよろしいかと思えます。

次に、泉田知事さんの4選目の出馬についてであります。私は前から市町村長の中ではただ1人、今のところただ1人、泉田4選支持を表明し、頑張っているところであります。一方、議員御指摘のとおり、新潟県の森市長会長と渡辺町村会長から実質的に泉田知事を弾劾する文書が出されました。この文書は、森長岡市長が取りまとめられた文書であります。去る4月20日の新潟県市長会の席上で、突如森会長から原案が示されたものであります。4月20日の新潟県市長会、もちろん私そこにいたわけですが、会の席上で突如森会長から原案が示されたものであります。これに対して、数人の市長が立って知事を弾劾する発言を行いました。しかし、大部分の市長は発言をしませんでした。その後森会長から、この資料は入村副会長、妙高市長である新潟県市長会の入村副会長と久住見附市長に取りまとめていただくので、意見のある方は事務局まで連絡していただきたいとのことであります。市長会終了後、私は直ちに森会長に会い、「私はこの資料の作成には加わりません」と申し上げ、森会長も「あなたの立場はよくわかっているんで、それで結構です」と言われました。そもそもこの資料は、泉田知事さんから推薦依頼が来ているので、その検討のための資料だとのことであり、泉田知事に対する実質的な弾劾文書として直接知事宛てに出すものであるとは私も全く思わなかったものであります。他の市長もそうだったと思います。もしこのような形の重要文書を知事宛てに出すのであれば、市長全員の会議を開いて最終案を示し、これを直接知事宛てに出すべきかどうかも含めて十分に議論すべきものであります。しかるに、このような手続は一切なされず、いきなり「本件の取り扱いについては、事前にお知らせすべきところでありましたが、町村会との調整により急遽5月27日に入村妙高市長（本会副会長）及び小林出雲崎町長（町村会副会長）から県秘書課を通じて泉田知事にお届けいたしました。また、本日記者発表（棚入れ）するとともに、自民党県連等に情報提供することとしております」という各市長宛ての文書をつけて、事後に知事に出された文書が各市長宛てに送られてきました。泉田知事さんは、この文書は市町村長の総意ではないと言っておられますが、以上の経緯から見て知事さんの言うておられることは間違いありません。

次に、この弾劾文書の内容であります、次のように多くの点で正確ではありません。まず、1番、国や他の関係機関との良好な関係にきしみが生じたという点について。まず、第1、泉田知事は厚生労働省と国土交通省から副知事を連れてきておられ、この両省庁との関係は極めて良好であります。他の国の省庁との関係も良好であります。また、泉田知事は国からたくさんのお金をとってきておられ、県議会議員各位が驚かれることがあるほどであります。

第2に、JRとの関係であります、泉田知事が努力されたのは鉄道の経営に関する、すなわち新幹線から地方の国鉄の鉄道まで、もちろん国鉄と、それから地方公共団体との共同の鉄道、そういう鉄道を全部含めて、泉田知事が努力されたのは、鉄道の経営に関する地方の分担金が多過ぎるので、これを減らしてほしいということであり、もっとJRにお金を出してほしいということでありまして、知事の行動は立派であります。現に知事さんは、私に亀井静香氏のところへ連れていってくれと言って、知事さんを連れて亀井静香氏のところへ行って、もっといっぱいJRが金を出すようにお願いしますと言った、現実にそういうこともあったのですから、私は泉田知事さんがとにかく国鉄がもっと金をいっぱい出してくれるように一生懸命頑張っておられたということはよく承知しているわけであります。

次に、2番目、知事と職員との意思疎通が十分でないという点について。これにつきましては、私が県当局と一緒に仕事をして感じることは、知事と職員との意思疎通は十分に行われております。むしろ知事さんは、下に任せ過ぎるのではないかと思われるほどであります。我々防衛庁出身の人間は、国政の一番波立つところにおりますので、物すごく国会との関係がありますので、余り局長が下に任せたりなんかしているとそのうちに局長の首が飛ぶというようなことがしょっちゅうあるのです。だから、もう余り下に任せたりできないのです。ところが、知事さんは経済産業省の出身ですので、経済産業省というのは別に国会でいじめられるなんていう省庁でないから、だから経済産業省の人たちというのはおおよそのです。みんな下に任せている感じも大いにあるのじゃないかと思うのです。知事さんは、私の見たところ、防衛省なんかの人間よりも物すごく下に任せていますよ。随分下に任せているものだなと思うことがよくあります。むしろ知事さんは、下に任せ過ぎるのではないかと思われるほどであります。県の職員も市町村長の意見をよく聞いてくれます。私が持っていく話はよく聞いてくれます。これは、日ごろ知事さんがそのように指導しておられるからだと思います。

3番目、知事自身の意見、その他の理由により事業等におくれが生じているとする点についてであります。公平に見て、事業等のおくれはありません。国の財政事情から、国から県に来る金ほどの県も大幅に減っております。新潟県も裕福ではありません。こうした中で、知事さんはよくやっておられます。例えば県央基幹病院がおくれているとかいいますが、要するに新潟県にそんな十分な金がないのです。金がないからおくれているのです。おくれているとも思いませんけれども、ちょっと見たところおくれがあると思うようなことがあれば、それは国が県に金をくれないからおくれているのです。そういうことで、そういう厳しい財政事情の中で知事さんはよくやっておられます。

4番目、知事が行った指示により市町村との関係の中で幾つかの問題が生じたとする点であります。第1、1番目、こうした点はそれほど多くはありません。こうした点があれば、関係市町村長は私が加茂病院の産科等について行ったように、知事さんに強く申し上げて議論を続けていくべきであります。私は、知事さんとこの問題で1年近くやったわけではありますが、そういうふうによればいいだけの話といえれば話であります。

2 番目、震災瓦れきの新潟県内での処理について知事さんが難色を示しておられる点、関係の市長はこの点で知事を非難しております。この震災瓦れきの新潟県内での処理について知事さんが難色を示しておられる点は、私は妥当と思います。今まで知事さんがとめておられたから、新潟県内でまだ瓦れきの処理は、瓦れきを燃やしたりすることは一切やっていないわけです。新潟県内で一たび震災瓦れきを処理すれば、初め少しなんていうことで処理すれば、その後次々に大量の瓦れきを処理せざるを得なくなります。震災瓦れきは、放射能を帯びた瓦れきです。放射線量が 1 回分が許容範囲の中だといっても、処理量が大量になれば放射能は県内の土壌に蓄積され、取り返しのつかないことになるおそれがあります。他県に対する自分のメンツを潰しても頑張っておられる知事さんは立派だと思います。

5 番目、泉田県政のすぐれた点について。すぐれた点について何にも言わないのです、あの文書は。すぐれた点について触れてみたいと思います。1 番目、防災体制であります。知事さんが築き上げられた新潟県の防災体制は、極めてすぐれたものです。恐らく日本一でしょう。事が起きると打てば響くように対応する立派なものです。知事さんが築き上げられた新潟県の防災体制は、事が起きれば打てば響くように立派なものです。

2 番目、柏崎刈羽原発について。福島原発が被災したとき、アメリカから日本政府に緊急の連絡があり、4 号建屋を守れ、4 号建屋は燃料庫なので、この 4 号建屋がやられると東北地方全域に人が住めなくなると言ってきたと言われております。そこで、菅総理がたまげて、何をおいても 4 号建屋を守れ、こういうこと言ったものだから、1 号建屋から 3 号建屋までのほうが少し手薄になったようではありますが、4 号建屋がやられたら大変なことになったわけでありまして。柏崎刈羽原発にも 4 号建屋があり、燃料棒が詰まっています。将来もしこれがやられることがあれば、北陸地方、東北地方、関東地方一帯は何百年にもわたって人が住めなくなるおそれがあります。加茂の半分が柏崎から 50 キロ離れているから大丈夫だろうなんていう、そんな生易しいものじゃないです。北陸地方一帯から関東地方、東北地方一帯にかけて何百年も人が住めなくなるおそれがあります、4 号建屋がやられた場合に。すなわち原子力発電所などというものは、日本のような狭い国土の国につくるべきものではなく、つくるとすれば広大な国土を持つ国につくるべきものなのです。体を張って柏崎原発の再開に慎重論を唱えておられる泉田知事さんは立派です。

最後、6 番目、泉田県政の評価であります。以上に鑑みれば、これまでの泉田県政に泉田知事の 4 選を否定するような失政はありません。泉田知事さんは、4 選されてよい実績を上げてこられたと考えます。各県に国から来る金的大幅に減らされて厳しい財政状況の中ではあられますが、4 選後の泉田知事さんにおかれましてはさらに一層市町村長各位の要望をよく聞かれ、精いっぱいかなえていただいて、県民各位お一人お一人をさらにお幸せにしていってくださるよう望むものであります。

県知事の広報があるというのですが、何で私が見たことがないのか……（5 番大平一貴君「関心ないんじゃないですか」と呼ぶ）いやいや、そうじゃないのですよ。目を皿のようにして、きょう来るか、きょう来るかと思って毎日見るのですが、いつも選挙が終わってから配っているのじゃない。（総務課長五十嵐裕幸君「いや、それだけは絶対ありません」と呼ぶ）それはないそうではありますが、配っているというのだから、本当に私は一生懸命見て、見たことないのですよ。だから、泉田知事の公約というのは見たことがないのです。しかし、配っていると市役所は言うておりますので、今度の選挙では私も直接よく見て、まず加茂市へ送られてきたら早速私に見せてください。生まれて初めて見ることになり

ます。そういうことで、配っていると言っております。

以上でございます。

○16番（安武秀敏君） 金がないとか面倒だとか言っていますけど、共通投票所、これは最後の投票日の日だけでいいのです。あと期日前投票所、これ期間中もずっとあるのじゃなくて、大学なんか1日とか2日とか短い期間です。人的費用もそうかかりませんが、何かそういう期日前投票所を市役所以外に設けるについて、幾ら経費がかかるか計算されたことありますか。

○市長（小池清彦君） そういう計算は、今急に言われてやるわけではありませんが、新潟経営大学に期日前投票所置いたってしょうがないじゃないですか。あそこへ誰が行くのですか。加茂市役所へは行かないが、経営大学へどうしても行くなんていうことにならないと思いますよ。1つ期日前投票所を置く大変ですよ。もうそこに常時加茂市の職員が張りついているのですよ。大変です。場所もしっかり選ばなきゃいけないし、市役所の中ならば割合簡単な話ですが、市役所の外に置いたら、その安全の確保、いろいろ大変であります。私は、加茂市役所だけでいい、そのように思います。

○16番（安武秀敏君） 経費の面については、去年は4月の統一地方選挙、市長、それから議員の選挙がありました。これは、市の一般財源ですけど、それが3,100万ぐらいかかったわけですが、ことしは参議院選、県知事選ありますけど、これ市のお金出さなくてもいいのです、交付金で来る、国とか県から。3,000万昨年使ったのだから、ことしはちょっとした投票率の向上のために何かできるんじゃないかなと。よそは、マイクロバスをずっと回して、それに乗ってもらって投票所に来るとか、またバスに投票箱乗せて回って投票してもらおうとか、そういうような方法で利便性を設けているのですが、加茂の場合はそういうバスはいっぱいあるけど、お祭りなんかになるといっぱいバス走らせていますけど、投票のときにいっぱい走ってもらったほうがいいんじゃないかと思えますけど。

それから、去年の4月の収支報告、これ公表しておりませんが、これは公表が義務づけられているのです。公職選挙法で、各候補者収支報告がなされております。昨年の場合、5月11日までに市の選管に報告することになっていた。その報告が出てきたら、市の選管は今度は公表しなければならない。弥彦のあたりは、ちゃんと村議会議員選挙の収支報告しています。加茂市の場合は公表していません。今まで毎年していた。毎年というか、毎回。今回なぜ公表しなかったのですか。

○総務課長（五十嵐裕幸君） 昨年の収支報告につきましては、いろいろ後ほど修正等が出てまいりまして、おくれたの公表となっております。

○16番（安武秀敏君） これは、選挙管理委員会事務ですよ。それが市長が答弁かわって総務課長にさせるのおかしいでしょう。

○市長（小池清彦君） ちっともおかしくないじゃないですか。

○16番（安武秀敏君） 市長は、そのときに公職の立候補者だったのですよ。その人が総務課長に対して答弁させる、おかしいですよ。選挙管理委員長が書記長である総務課長に答弁させるならいいけど。公表しなかったのは違法であります。法律に違反しています。

○市長（小池清彦君） 何か言うてください。答えます。

○16番（安武秀敏君） これは違反していますからね。（市長小池清彦君「していない。していない。全然していない」と呼ぶ）加茂市議会として県のほうに聞いていただきたいと思えますので。選管の委員長を出席させないのはいいいの。また、公表しなかった。法律で義務づけられている公表をしていな

い。これについて県の、どうせこの議会の議運で議論したってそういう選挙についてのことはよくまだ知らない方がおられると思いますから、県の選管、県の地方課のほうに聞いてみて、公職選挙法に違反していますから。私は、それをしてもらいたく、議運を開いて、加茂市の議会の意思として、市当局はどうするのか、休憩して県のほうに聞いてもらいたい。これを動議として提出します。

○市長（小池清彦君） 市長は、組織的に公表がなされたかどうかを知る立場にあります。はっきり知る立場にあります。だから、組織的に総務課長に答弁させたわけであります。総務課長から聞いて私が答弁したっていいのです。総務課長が言うには公表したと。いろいろ候補者の中から修正が出てきたので、公表がおくれたが、公表したと。しかし、いつまでに公表しなければならないという規定はないと、ちゃんと公表したと、そういうふうに私にも報告しておりますので、私からの答弁としてはそういうことでちゃんと公表しましたという答弁であります。これは、選挙管理委員長しか答弁してはいけないなんていうものではない。市長は統括権全部持っているのだから、全部市長の知るところとなります。だから、そういうことで何でもかんでも市長に答弁せよと言えば、何でもかんでも答弁するということがあります。

○16番（安武秀敏君） 報告書の公表、保存及び閲覧について、公職選挙法第192条、「第189条の規定による報告書を受領したときは」、これは各選挙の後の報告書です。それを受領したときは「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、総務省令の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない」と、こういうふうに義務づけられています。先ほどから市長は答弁してはいますけど、統括権のことで先回は選管の委員長出席させなかったけど、統括権は市長にありますけども、法令でちゃんとあってある。ところが、これは市長でもだめなのです。予算の関係で市長に統括権があるということになっておりますけど、統括権は普通地方公共団体の長は当該普通地方公共団体を統括、これは代表すると。統括とは、当該普通地方公共団体の事務全般について、当該普通地方公共団体の長が総合的統一を確保する権限を有することを意味する。統括権は、普通地方公共団体の事務の全般につき当該普通地方公共団体の長が総合的統一を確保する権限を有することを意味するものであって、普通地方公共団体の長が法令上選挙管理委員会の権限に属する事務を処理、執行する権限を有しないことは言うまでもない。（市長小池清彦君「だから、何にもおかしくないじゃないですか。議長、私に答えさせてくださいよ。何で私に答えさせないんですか。それなら我々黙っているだけですよ」と呼ぶ）答弁するあれはないんですよ。（市長小池清彦君「とんでもないですよ」と呼ぶ）そんな立場に、答弁させられせん。（市長小池清彦君「とんでもない。議長、その理由を言わせてください」と呼ぶ）

○市長（小池清彦君） 当たり前、市長は市長として発言を求めているので……（16番安武秀敏君「まだ私は座っていませんよ」と呼ぶ）何が。言わせないなんていうのはひきょうだ。（16番安武秀敏君「私は議運で……」と呼ぶ）（5番大平一貴君「いつも言ってんじゃん」と呼ぶ）何言うているのですか。何としても議運へ持っていきたいからそんな……（16番安武秀敏君「県の指導を仰いでくれと、そういうふうに言っているんですよ」と呼ぶ）市長に答弁させない、議運開け、そんなのはだめだて。だめ、だめ。市長としての……（16番安武秀敏君「私は動議を提出しているんですよ。動議を取り上げてください」と呼ぶ）

○議長（山田義栄君） 通告外の質問ですので、よろしくお願ひします。

○市長（小池清彦君） 選挙管理委員長の職務を市長が行うというのじゃないのですよ。報告をしたかど



うか、報告を公表したかどうかについて、俺は市長は承知する立場にあるのですよ。だから、私の承知するところを公表したと言っているのですよ。それを公表しなかったとってあなたは頑張っているだけであって、市長が統括権を持って見たところ、公表していると、例年より少しおくれたと。しかし、おくれることについていつまでにやらなきゃならぬという規定はないと。だから、そういう理由があつて、さっき申し上げたような理由があつておくれたが、公表したということを私は承知していますと、そういう答弁であります。

○16番(安武秀敏君) いつ公表したのですか。いつもと同じ場所で私ずっと見ていたのですよ。収支報告書。出れば新聞にはちゃんと載せるでしょう。いつしたのですか。それ今文書出さないよ。資料要求しますよ。

○市長(小池清彦君) 12月の末に公表しました。

○16番(安武秀敏君) 動議はどうなっているのですか、議長。皆さんに諮ったの。それをうやむやにしないで、議事進行やってください。

○議長(山田義栄君) 通告外の質問ですが、県の選管にという動議がありますが、皆さん、動議に賛成されますか。(5番大平一貴君「賛成」と呼ぶ)

それでは、採決をしたいと思います……(15番樋口博務君「一般質問中にか、おい。何やっているんて。内輪ですんなや。一般質問は一般質問全部終わってからよく検討すればいいねかさ。一般質問中にそんな採決なんかとるなて。一般質問はあくまでも一般質問だて。採決とるんだったら一般質問終わってから議運開くなり議長の判断で検討すればいい話だて」と呼ぶ)

16番、安武秀敏君、一般質問終了後にこの動議について取り扱いをしたいと思いますが、一般質問を続けてください。

○16番(安武秀敏君) それで一般質問終わってから上のほうの指導ですか、これは加茂市の選管の上は中央選挙管理委員会ですから、中央選挙管理委員会なり、県のほうなり、県の地方課なり、そういう自治法関係のほうへ聞いてもらいたい。それを私は動議として出しますから。

あと今度は、知事の4選出馬について。今泉田知事の評価を高くしておられましたけど、新聞にはそういうような市長の声が全然出ていませんね。(市長小池清彦君「いや、それ出ましたよ」と呼ぶ)三条の市長でもどこの市長でも市長会の総意に近いとか、みんな誰も今市長が言うた高い評価はしていませんけど。前国会にいろいろ文書出したよりも、県内の県議に市長がそういう文書を出すとか、何だかはっきりしませんね。もっと頑張ってもらいたいと思いますよ。(市長小池清彦君「自分泉田知事支持すると言っておいて、何で私のそれに足引っ張るんですか」と呼ぶ)今度は、24日に知事の後援会の会議があるようですけど、商工会議所がリードとっていますけど、商工会ばかりじゃない。やっぱり農業関係とか労働者関係とか、ほかのいろいろ広いところから知事をバックアップしなけりゃだめだと思えますけど、よろしく願います。

○議長(山田義栄君) これにて安武秀敏君の一般質問は終了いたしました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

---

午後 1時00分 開議

○議長（山田義栄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前中に出されました安武議員の動議につきまして、賛成者の確認を行います。

動議の提出に賛成の諸君は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（山田義栄君） 賛成者は1名ですので、会議規則第16条により動議として成立いたしません。

以上です。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（山田義栄君） 3番、白川克広君。

〔3番 白川克広君 登壇〕

○3番（白川克広君） お疲れさまです。市政クラブの白川でございます。6月定例会に当たり、通告に従いまして3項目6点の質問をさせていただきます。

まず、第1点、加茂市が所有する山林の実態と利活用方策についてであります。平成26年度決算書、財産に関する調書、これによりますと加茂市が所有する山林は3万9,457平方メートルと報告されております。

そこで、質問の第1点であります。加茂市が所有する山林の個々について、1つ、所在地と面積等の内訳、2つ、取得年月日と取得の経緯、これについて伺います。

次に、この山林の中で最も広い面積となる約30町歩にわたる西山地区の山林についてであります。当時観光開発の話題もあった地域と記憶しておりますが、その後の市の利活用方策及び保守、管理方策についてであります。一時は、ナラの木の伐採や間伐材などを木炭製造に利活用されたと聞いておりますが、今現在は放置状態であります。1級河川の西山川、生活道路として重要な市道黒水西山線との関連もあり、山林の適正な管理を徹底して、地域の活性化や生活支援に貢献していただきたいのであります。このまま山林が放置された場合、西山川も市道も草木に覆われ、山林は荒廃し、猿や熊を初めとする有害鳥獣の繁殖地になってしまいます。山林については、森林組合や地域住民との協同による間伐の実施や計画的な植林によって相互の連携も生まれると思います。黒水西山線は、上黒水集落と西山集落を結ぶ昔からの生活道路であり、田畑も存在し、鳥のさえずりも聞こえる自然豊かな道路であります。市所有の山林を憩いの森とか市民の森など、アウトドアやレクリエーション施設として緑に親しむ場所として整備すれば、地域活性化の起爆剤にもなるのではないかと考えます。何も手入れをしなければ荒廃するばかりであります。地域住民との協働による作業によって共通認識が生まれ、将来への希望が芽生え、地域の活性化につながり、安全、安心ふるさと創生に連動していくものではないでしょうか。

そこで、質問の第2点として、加茂市が西山地区に所有する山林について、今後どのように利活用されていくのか、保守、管理方策はどのようになっているのか、加茂市の基本方針を伺います。上黒水、西山両区長を初め、地域を挙げて何か有効対策はないものかと苦慮しているところであり、貴重な財産の有効活用が図られるよう要望するものであります。加茂市が中心となって効果的な利活用方策を検討するなど、積極的な関与をお願いし、公有財産の有効活用と適正な保守、管理を図っていただきたいのであります。

2つ目であります。黒水地内における市道の整備についてであります。この市道は、黒水地区を流れ

る準用河川堰の川改修問題と密接に連動する問題ではありますが、堰の川の抜本的な改修のめどが立たない中、生活道路である市道について整備を徹底していただきたいとの観点から伺いするものであります。

1つ目は、市道丸山線の整備についてであります。この道路は、堰の川と並行する道路であることから、毎年路肩が侵食されて崩れ落ちる状態であります。その都度鉄パイプを打ち込み、コンクリート壁や木材壁を立てて土砂を敷き詰める工事を繰り返しております。道路の先には3世帯の市民が生活しておりますが、市道であるにもかかわらず安心して自家用車で自宅に乗り入れることもできず、さらに降雪期には除雪ができないため、大通りに車庫を確保して自宅まで歩かなければならない状態です。また、毎年のように相当量の土砂を埋め戻しているわけではありますが、その土砂が堰の川に堆積し、治水、浸水対策上も極めて憂慮すべき状態です。

2点目は、市道丸山線2号の整備についてであります。この道路も堰の川と並行する道路ですが、改修はおろか放置されたままであり、通り抜けすらできない私道よりもお粗末なあぜ道状態です。浸水対策上からも早急な整備が必要となっております。

そこで、質問の3点目となりますが、これら堰の川に関連する市道について、拡幅、路肩補強、舗装、除雪を含めた具体的な整備計画について伺います。堰の川分水路計画が予算化され、完成すれば浸水や侵食も減少するとは思いますが、まだ数年先の話。抜本的な改修計画にはほど遠い状態でもあり、市道整備、中でも市道丸山線の整備は地域住民の強い要望であります。安全、安心な市民生活確保の観点からも、希望の持てる整備計画を要望するものであります。

3つ目は、さきに触れました市道黒水西山線についてであります。この市道は、昔からの生活道路としてなくてはならない道路でありましたが、冬は除雪されないため通行どめとなり、草木は生え放題で、とても通行できる状態ではありません。先日西山集落から上黒水集落まで約3キロを歩きながら確認してまいりました。幸いにして西山川にかかる5本の橋は健在で、西山川とともに草木を伐採すれば十分に通行できる状態でありました。

そこで、質問の4点目ですが、市道黒水西山線について、保守、管理はどのようにされているのか、開通させる意思があるのかどうか、通行するための草木の伐採の予定はあるのかどうかについて伺います。生活道路としての復活は、地域住民の強い要望であります。緊急時の迂回路としても貴重な道路でありますので、保全作業を徹底していただき、常時通行できる状態を保っていただきたいのであります。

質問の5点目として、市道黒水土倉線の道路拡幅工事の促進について、具体的計画はどのようになっているのか伺います。樋脇橋から上土倉集落に向かって阿部煙火工業の先約70メートルほどの拡幅工事が中断したままとなっておりますが、速やかな工事完結が地元住民の要望であります。具体的な工事計画はどのようになっているのか伺うものであります。

第3は、水防対策の徹底についてであります。毎年この梅雨時になりますと、洪水を初めとした水防対策について話題となり、大きな問題となります。加茂市においては、各種防災対策の公表がされており、特に加茂川に流れ込む支流域における浸水被害、山間地における土砂災害が大きな懸案事項となっており、一刻も早いハザードマップの作成が求められているところであります。

信濃川に合流する下条川、加茂川、能代川に合流する牧川とその支流である平川、加茂川に合流する

大正川、大皆川、小皆川、猿毛川、小貫川、長谷川、西山川、高柳川、小乙川、小俣川、大谷川とその支流である柵沢川と、多くの1級河川が存在し、中でも七谷地区における9本の河川は急傾斜地にあり、土砂災害を併発する極めて危険な河川であります。

とりわけ西山川については、さきに質問したとおり、市が所有する山林からも相当量の水流が認められ、上黒水地区にあってはたびたび床上すれすれの浸水被害をこうむっているところであります。西山川全体に草木が生い茂り、土砂の堆積が甚だしく、上黒水集落の最深部、奥深くのところにおいては道路側に対して宅地側の堤防が約1メートルも低くなっており、浸水被害の頻発地帯となっております。

高柳川については、市道の最深部にある松平橋のたもとで巨木の根っこ部分が今にも崩れ落ちそうな状態となっており、橋もろとも市道の崩壊につながるおそれが大きく、崩壊した場合、その土砂が上高柳集落に流れ込み、住民はもとより七谷米の一大産地である田畑が甚大なる被害をこうむることになります。

長谷川については、長谷64番地先において本流が直角に曲がり、沢からの支流に合流していることから、常にこの地点において冠水、浸水の被害をこうむっているところであります。この付近を通る国道290号線も川のごとく冠水してしまう状態であります。この直角に曲がった本流でありますが、曲がった地点を直線化し、本流の流れを改良することによってこのような冠水、浸水被害は解消されるものであり、改良工事は長年にわたる長谷地区住民の悲願であります。

上土倉から下土倉を流れ五泉市に入る牧川につきましては、以前堆積土砂を撤去していただいております。その後の冠水被害は発生しておりませんが、数年に1回は堆積土砂の撤去をお願いしたいものであります。

また、大谷川につきましては、下流域に至って堆積土砂が目立ち、川幅も狭くなっております。さらに、下大谷145番地裏手の斜面は、昭和44年の水害時、土砂崩れが発生したことから、新潟県の治山事業として昭和54年に谷どめ工が設置されております。崩落土砂の堆積が目立ち、土石流となって大谷川を塞いでしまうおそれさえある極めて危険な地域であります。

この大谷川につきましては、通告書には「昭和56年に砂防堰」というふうに表現しておりますが、当局からの御指摘がありまして、「54年の谷どめ工」の誤りでありましたので、訂正しておきます。

このように七谷地区の河川は、例外なく急傾斜地を土砂とともに大量の水が流れ出ることから、早急なる対策が求められているわけであります。

そこで、質問の最後、6点目であります。市としてどのような方法でこれら河川の実態を把握しているのか、改修、整備方針はどのようになっているのかについて伺います。1級河川であることから所管は県ということで、県と協議して云々といったいわゆる官僚的答弁は考えておりません。現実に沿った、あるいは現実に実施している対策について御答弁よろしく願いいたします。

最後2点要望であります。1つは、堰の川浸水対策として緊急用の土のう袋と砂の備蓄の要望です。幸いにして黒水中区集会所に空き地があります。相当量の砂を備蓄できるスペースがあることから、堰の川に近い中区集会所に相当量の砂の備蓄をお願いしたいわけであります。

2つ目は、加茂川、樋脇橋から堰の川取水口のある頭首工までの間の堆積土砂撤去とその下流から七谷大橋までの左岸堤防の空洞化と護岸の亀裂、ひび割れ対策について、県への改修要求を強力に押し進めていただきたいのであります。

蛇足であります、昭和44年8月の大水害時、加茂川堤防に沿って建っていた我が家は、護岸堤の底部分に大きな空洞が1年も前から認められていたにもかかわらず改善なきまま、そのまま放置され、堤防とともに出水時家屋がそのままの状態流出。下流の岩野橋に激突して、橋もろとも濁流に沈みました。その光景が今でも脳裏から離れません。小さなひび割れ等々が大きな事故につながりますので、ぜひとも堤防や護岸堤の補修工事が速やかに実行されるよう要望するものであります。

以上で壇上からの質問を終わり、再質問は自席にて行わせていただきます。よろしく申し上げます。

○市長（小池清彦君） 御答弁申し上げます。座って失礼させていただきます。

図面（91項参照）も一緒に、これはもう議員御案内のところではありますが、一応図面もつくらせていただきました。皆様にも図面ともども全部差し上げる予定にいたしております。

それでは、御答弁いたします。最初に、加茂市が所有する山林の実態と利活用方策についてであります。まず、お尋ねの加茂市が所有する山林38万9,457平方メートルの内訳についてですが、個別の所在地、面積、取得年月日及び取得の経緯については、これから申し上げるとおりであります。場所については、これも先生方全員に差し上げますが、図面がつくってございます。

まず、下土倉セナミ田、これが5万258平方メートル、明治43年8月30日、旧七谷村取得であります。

それから、下高柳山王原ほか、これは七谷小学校の裏山であります。これが1万8,810平方メートル、1町9反ぐらいです。下土倉セナミ田は5万200ですから、5町歩あるわけでございます。この下高柳山王原ほかの七谷小学校裏山は1万8,810平方メートル。これは、昭和35年3月1日、旧七谷村より加茂市へ移転登記をいたしております。

3番目が西山坂島沢、これが一番メーンのところであります。29万3,770平方メートル、約30万平方メートル、30町歩、平成元年2月6日に国営加茂東部地区総合農地開発事業の頓挫により新潟県農業公社より加茂市が取得しております。

4番目、八幡3丁目、これが2万4,587平方メートル、2町4反、これは昭和56年3月31日で、八幡の宅地造成事業の残地を宅造会計から所管がえしたものであります。

次、5番目、加茂七沢及び上条鱒田沢、これが新町1丁目区民会館脇の山林であります。これが1,930平方メートルでございます、平成12年1月26日、都内の民間企業からの寄附採納により取得しております。

最後が小橋2丁目、これは小橋児童遊園地の隣接地であります。102平方メートル、これは狭いです。102平方メートル。これは、平成16年12月20日、市内在住個人からの寄附採納により取得しております。

市有林38万9,457平方メートルの内訳は以上のとおりとなっております。

次に、市有林の中で最も面積の広い西山坂島沢の約30ヘクタールの山林について、今後どのように利活用していくのか、保守、管理はどうするのかとのことについてであります。これは、私の着任早々だったです。私もこれ森林公園にしてはどうかと思ったり、あるいは加茂は桐だんすのまちだから、全部キリ林にしたらどうかとか、議会ともいろいろ話し合ったのですが、全部キリ畑にしてもキリの育成というのは大変で、虫がつくものですから、常時消毒をしたりして大変に労力も金もかかるということで、しかもつくったキリが売れるとは限らないということで、キリ畑にするのはやめよう。じゃ、

森林公園はどうだと。これ本当に森林公園として整備するとすると、中にしっかり道をつけたり、何よりもしっかりとそこに自動車道路のアクセス道路をつけなきゃいけませんし、やっぱり大変に金がかかるということで途中で諦めたという経緯がございます。

続けさせていただきますと、現地は雑木が密集した傾斜地であり、アウトドア施設や市民の森として自然や緑に親しむには適地かと思われまます。しかし、以前もこの土地の有効利用を探るため職員が現地踏査を行ったことがありますが、その結果は現地へのアクセス道路を考えますとその整備に膨大なお金が必要となるという結果であり、その現状は現時点でも変わっておりません。上黒水または西山から市道黒水西山線に入り、途中市道大坪線または吉ヶ沢線を経由して現地に入るか、または広域基幹林道麻布谷黒水線から殿様街道を経由して現地に入らなければならない、いずれの道路も幅員が狭く、待避所もない状況であり、拡幅整備するコストに見合った十分な成果を出すのは容易なことではないと思われまます。こうしたことから、議員のおっしゃるような施設整備は今後十分財政的余裕ができた際に取り組むものとして、当面はブナやナラといった自然林をありのまま手つかずで保有していくしかないと思っておりますし、それこそが適正な保守、管理であると思っております。放っておくと本当に自然のまま森ができていくということでもあります。なお、実のところを申し上げますと、昨今の熊の出没状況を見れば大変に危険な森でもあり、財政的な余裕ができたとしてもこれが大変な問題だと思っております。

次に、黒水地内における市道の整備についてであります(9 3 項参照)。要するに一生懸命整備していきますということなのですが、一つ一つ申し上げます。1 点目の市道丸山線は、市道黒水西山線から市道黒水丸山線と交差し、市道丸山線 1 号に接続する全長 1 9 9 . 9 0 メートルの道路であります。この市道丸山線の整備状況であります。市道黒水西山線から市道黒水丸山線までの約 4 0 メートルは整備済みとなっております。市道黒水丸山線から堰の川までの約 1 2 0 メートルの区間につきましては、現況約 1 . 5 メートルの幅員を標準幅員 4 メートルに拡幅する整備を行っております。現在片側の水路が 1 0 2 メートル完了し、今年度も継続して水路の整備を行う予定となっております。来年度以降におきましても、逐次この区間の整備を行ってまいりたいと考えております。堰の川と並行する部分の約 4 5 メートル区間は、幅員 2 メートル前後のアスファルト舗装道路であります。昨年堰の川との路肩が傷んでいるとのことで、木の板を使用して修繕を行っております。この区間の除雪につきましては、反対側は民家の生け垣があり、除雪機械が入れないのが現状であります。

2 点目の市道丸山線 2 号は、市道丸山線 1 号から市道黒水丸山線に接続する延長 1 2 3 . 5 8 メートル、幅員約 1 . 5 メートルの砂利道となっている路線であります。そのうち約 8 0 メートルが堰の川と並行しており、車の通行は無理な状況の道路であります。道路が狭い砂利道のため、冬期間の機械除雪は無理な状況であります。

3 点目の堰の川に関連する市道について、拡幅、路肩補強、舗装、除雪を含めた具体的な整備計画についてありますが、市道丸山線、市道丸山線 1 号、市道丸山線 2 号の整備については、堰の川分水路、これは堰の川の下流の水量が減ることになりますが、その堰の川分水路が完了した後、中断した堰の川の整備と道路整備をどのように関連づけてどのような整備を進めたらよいか、地元の皆様とよく相談して検討していくということではないかと考えております。堰の川の分水路設置は、社会資本整備総合交付金、これが都市再生整備計画事業であります。この社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、

平成26年度に事業に着手し、測量を行いました。平成27年度には、加茂川へのはけ口を除く設計業務委託と埋設物の深さや位置の確認を完了し、今年度は加茂川へのはけ口の設計業務委託を行う予定にしております。平成29年度から一部工事に着手できるのではないかと考えておるところであります。

4点目の市道黒水西山線の保守、管理についてであります。市道黒水西山線は、七谷郵便局の手前の国道290号の交差点から上黒水地内を通って西山地内の国道290号に至る延長が4,280.83メートルの路線で、いわゆる沢通線であります。上黒水地内の林道麻布谷黒水線から西山地内の国道290号までの延長は約2,650メートルで、そのうち約1,950メートルは砂利道となっております。この砂利道区間の幅員は2.5メートル前後で、片側が山の斜面で、反対側も急なのり面や西山川と並行している部分も多く、道路の勾配の急な箇所もあり、車の待避やすれ違いもなかなか難しい道路であります。数年前まで道路の沿線は田畑の作付も多く行われてきたことから、上黒水、西山の皆様が共同作業で道路の草木の刈り払いや道路の砂利敷きなどを行ってまいりました。近年は、休耕田畑がほとんどとなっておりますが、上黒水の皆様がこの6月5日に共同作業で道路の草木の刈り払いを、西山地区は沿線の耕作者の方々が道路の除草を行っております。そのほか道路管理上必要な箇所については、市で草刈りや枝払いなどを実施いたしましたので、車が通れる道路となっております。来年度からは、もっと早い時期に草木の刈り払いを市で行い、冬期間を除き常時車が通れるようにいたしたいと思っております。

次に、5点目の市道黒水土倉線の道路拡幅工事についてであります。この黒水土倉線は、一生懸命出した道路でございまして、公共に乗せて一生懸命出したわけであります。市道黒水土倉線は、黒水地内の国道290号の樋脇橋から上土倉地内を通り、下土倉地内の国道290号までの延長3,196.22メートルの道路であります。地元からの峠越えの急坂の改良について強い要望があったわけでありませう。冬になると車が滑って落ちていくというような話で、いや、実際は落ちないなんていう説もありましたが、とにかく少しでも道の勾配を緩くしようと、そういうことで、それから道も拡幅しようということで金をかけたわけであります。地元からの峠越えの急坂の改良について強い御要望により、阿部煙火工業株式会社の入り口下手から峠の頂上部分を含む延長600メートルの区間について、平成11年度から国の補助事業、これは地方特定道路整備事業により、総事業費2億円の予定で道路改良事業に着手いたしました。平成16年度末までの実施事業費は5,970万円で、峠の頂上付近を除く延長446メートルの区間は現道幅員約4.5メートルを標準幅員5.5メートルに拡幅し、道路勾配の修正なども行って整備済みとなっております。要するに頂上を除いて全部極めてよく整備したところで、実は平成13年に小泉内閣が登場いたしましたので、地方交付税を加茂市だけとってみても毎年10億3,000万来なくしたものですから、急に加茂市だけでなく市町村の財政事情が極めて悪化したわけであります。そこでそのときに、ちょっと読んでみます。残りの工事につきましては、峠の頂上部分の路面の切り下げと山ののり面を切り崩しての拡幅を行うものであります。この工事は、山を切り崩すための大量の掘削土が発生し、のり面は防護ブロック積みとなることから多額の工事費が必要となります。また、迂回路を確保しながらの工事となりますので、一気に工事を実施しなければならず、毎年少しずつ整備という手法もとれないのであります。平成13年に小泉内閣が出現して以来、地方交付税が驚くほど大幅に減らされ、加茂市の財政状況も大変厳しくならざるを得ませんでした。そのためやむを得ず地元の方々にそういった状況を説明させていただき、一応御納得いただきまして、現在は事業を一

時中止、休止させていただいております。峠の頂上付近以外は整備済みでございまして、道幅も広くなり、随分よくなっておるわけでありますので、財政が豊かになってから整備を行うことではないかと考えております。そこでもう小泉内閣が出現して、全然加茂市の財政事情もさま変わりしたものですから、とにかく頂上に膨大な金かかりますので、あの高い斜面を切って、そして道をさらに下げるという事業になりますので、今まで5,000万かけましたが、もっともっと膨大な金がかかるということなので、それで地元にも御説明申し上げまして、ここはもう加茂市の財政事情はひどい状態になりましたので、しばらくこの辺で我慢していただくほかありませんと申し上げましたところ、それまで頂上以外は随分よくなっているものですから、地元のほうでもとりあえずいいよということになったわけでありませぬ。なったのですが、私がまた市長に立候補するたびに公約をいっぱい作るわけでありませぬ。その公約の中に、阿部松雄先生だったです。とにかく公約の中には入れてくれと、公約の中に黒水土倉線のさらなる整備を念頭に置くと入れると、こうおっしゃいまして、はい、わかりましたと言うて、私の公約の中に黒水土倉線の整備を念頭に置くと入っております。したがいまして、加茂市の財政事情が豊かになったときにはそこも手をつけて、随分膨大な金かかりますが、やるという方向なのですが、とりあえずは今の状態でも随分よくなっておりますので、当分我慢していただくという状況でございます。

次に、6点目の市としてどのような方法で七谷地区の西山川、高柳川、長谷川、牧川、大谷川などの河川の実態（92項参照）を把握しているのか、改修、整備方針はどのようになっているかについてであります。これもまことにごもっともな御質問でございます。まず、河川の実態把握についてであります。豪雨のときや通常時において、地元からの情報や市職員、県職員によるパトロール、点検などにより河川の実態把握に努めておるところであります。西山川は、加茂川との合流点から西山地内の国道290号までが県管理の1級河川であります。上黒水地区から下流部分の河床堆積土砂の取り除きについて県に要望しておりますが、なお強く要望してまいりたいと思っております。

また、上黒水集落の最上流部左岸の道路に対して右岸宅地側の堤防が約1メートル低いところがあるとの御指摘であります。県によれば、河川改修上の護岸堤防高として必要な高さは確保しているとのことですが、これが県の言う常套手段です。大丈夫だと言うのでありますが、平成23年7月の新潟・福島豪雨の際には、想定外の出水により堤防高を越えて浸水しておりますので、県に改善するようお願いしておりますが、なお強く要望してまいります。これは、大事なことでございまして、しょっちゅう要望しなきゃいけないのです。裏を返せば、要望するとやってくれることが多いものですから、今いわゆる三条土木、三条地域整備部の管轄する市町村の中で、要すれば言うた者勝ちなのです。それで、加茂市はもうばんばん言うておまして、物すごく実施していただいているのですが、なお、こういうところがまだやってもらっておりませぬので、これはやっぱりどんどん要望して、そしてやってもらおうということでもあります。

次に、高柳川は加茂川との合流点から上高柳集落の一番奥の住宅の先約800メートル山手の林道幸谷線の起点にある松平橋、普通マツダイラバシと読むのだと思いますが、なぜか国土交通省系統は濁らないのです。あれ八幡橋なんかもしかヤワタハシとか言うているのじゃないかね。みんなが呼んでいる八幡橋は、公式にはヤワタハシなのです。その関係で、松平ならマツダイラバシだと思うのですが、公的にはマツダイラバシというのですが、この松平橋までが、あそこまでが県管理の1級河川であります。その上流は、市の管理する普通河川であります。議員御指摘の木の根は、林道橋である松平橋の上



流右岸の直径約1メートルの杉の切り株の根のことと思います。この杉の木の所有者から倒木により林道を塞いだり、川をせきとめたりすると困るので、市に切ってもらいたいとの相談を受け、現地を確認したところ危険であることから、昨年6月にそのかなり大きな木を切り倒したものであります。大事に至らないよう現地をよく調査した上で工法などを検討するとともに、工事費の積算を行い、できるだけ早く措置いたしたいと考えておりますという、何か官僚的言い方でございますが、端的に申しまして、ちゃんと直します。ちゃんとやります。7月議会に、市の全部単独事業でやることになりましたが、今市の単独事業でやる金が道路が1,000万、河川が200万ついているのです。しかし、河川200万ではちょっと、これで加茂市中の河川やりますので足りないのです、7月議会に河川の整備費300万改めてお願いしたいと思っております。加茂市の市単事業。そのうち松平橋のところの木根っこを処理して、そして護岸もちょっとした護岸つくるということで100万ぐらいかかるのじゃないかと。一生懸命超立派にやれば300万かかるかもしれませんが、そんなことしていると加茂市中なかなか間に合いませんので、100万ぐらいかけて一応きちっとしたいと思っております。せっかくの御質問いただきましたので、来月に予算をふやしたいと思っております。

次に、長谷川でございます。長谷川は、加茂川との合流点から市道黒水長谷線までの約800メートルが県の管理する1級河川であります。その上流から冬鳥越ゴルフコースの入り口前の、阿部精麦さんが持っておられるのです、今でも、と思っておりますが、冬鳥越のゴルフコースの入り口前の国道290号までの区間1,700メートルは市の管理する準用河川であります。御質問の箇所につきましては、平成26年度に流下を極力スムーズにするため、長谷川が直角に曲がる部分に土のうを積んで、延長約1.5メートル、高さ約1メートルの滑らかな曲線に河道を、川の道を整えたところであります。その後豪雨は発生しておりませんが、今後その効果を見守るとともに、状況の把握に努め、対応してまいります。

牧川の県が管理する1級河川の区間は、上土倉地内の市道朴坂線のスクールバスの回転場付近を上流端として、下土倉地内を流下し、能代川の合流点までとなっております。昨年度県は、上土倉地内の市道黒水土倉線と並行する部分約240メートル、その上流部分で約30メートル、2カ所合わせて延長約270メートル、230立方メートルの河床堆積土砂の取り除きを県が実施いたしました。今後とも注意深く状況把握に努めて、必要とあらば県にどんどん要求してまいります。

大谷川は、加茂川との合流点から上大谷集落の一番奥の住宅付近の普通河川真木の入川との合流点までが県管理の1級河川となっております、大谷川は、下大谷地内の河床堆積土砂の取り除きを県に要望しておりますが、またよくお願いしてまいりたいと思います。とにかく要望した者勝ちでございますので、どんどん要望してまいりたいと思います。

下大谷145番地裏手の斜面につきましては、山林となっております、新潟県が土砂流出防備保安林に指定しているものであります。昭和54年度に治山事業の一環として県が事業主体となり、谷どめ工を設置しておりますが、現地周辺を確認したところ、その谷どめ工の上流部沢筋が侵食しておりますので、新たな谷どめ工の設置を県に要望してまいりたいと思います。

最後に、2点の御要望についてであります。まず、1点目の堰の川の浸水対策としての緊急用土のう袋と砂の備蓄の御要望についてであります。地元の消防団がおっしゃるとおりの砂の量と土のうの数を差し上げます。建設課長のほうには、消防団がこれだけ出せとおっしゃるものは全くそのとおりに出せというふうに指示してありますので、また先生もごらんくださいます、地元が要望するとおりの砂の量

と土のうの敷を差し上げることにしましたので、本当に差し上げているかどうかまた常時御確認をいた  
だきたいと思います。とにかく地元のおっしゃるとおり出しますから、よろしく願い申し上げます。

2点目の樋脇橋から堰の川の取水口のある頭首工までの加茂川の堆積土砂撤去とその頭首工の下流から七谷大橋までの左岸堤防の空洞化と護岸の亀裂、ひび割れ対策についてであります。これは、おうちが丸々流されなされた先生のもう本当に大変な御経験からの切なる御指摘でございます、本当に危ないのだと思います。堰の川の取水口のある頭首工の上流部の堆積土砂の撤去につきましては既に発注済みでございます、6月中には着手するとのことでありますので、またよく見ていただきまして、不十分だったらすぐ私にお聞かせくださいまして、不十分だということをよく私も申しまして、十分にしてもらいように頑張りたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それから、堤防の空洞化と護岸の亀裂、ひび割れ対策、これは大変なことでございますが、これにつきましては特に護岸ブロックと小口どめのとり合い部分や管理用道路のコンクリート舗装と護岸ブロックのとり合い部分の数カ所にひび割れがあり、大変な事態も想定されますので、この改善を県に要望しておりますが、なお強く要望してまいりたいと思います。

これは、もう先生も大変な御経験をなさり、私も1回大変な経験したことありまして、7.13のときだったです。平成16年です。美人の湯のちょっと先のところだったですけれども、あそこ上流から加茂川が流れてきまして、ちょうど曲がっているところで、曲がり目が下からえぐられるのです。だから、上から見るとわからないのです。それで、私があの日あそこまで、一番奥の水源地のあたりまで行きまして、その辺でやっぱり随分被害が出ていましたので、そこに対して措置をして帰ってきたのです。帰ってきて、そこを通った後、もう間もなく陥没しまして、あれもうちょっと後に私が通ったのだとその中へ落ちてあの世へ行っているところだったのですが、私もそういう経験がありまして、いかに川の下のほうからえぐられた場合に大変なことになるか実感いたしておりますので、こういうところはちゃんとしっかりと三条土木にやってもらわなきゃいけませんので、一生懸命やってもらいように努力したいと思っております。

なお、この区間の河床につきましては、県は平成25年度に岩野橋の上下流の延長約250メートル、2,800立方メートルの堆積土砂の取り除きを実施し、昨年度は七谷保育園裏手から上流の延長約120メートルの護岸ブロックの基礎部分の補強工事を行っております。そういうことで、県も一生懸命やっているのですが、一生懸命やっているのですが、まだ不十分なところは当然たくさんあるわけでございます、なお私も一生懸命いたしますが、県に、何しろ県管理の河川ということになりますと県の仕事になりますので、一生懸命プッシュしてやらせるようにしてまいりますので、また先生からも常時うるさくいろいろ私のほうにお話をいただきまして、そして県になおうるさく要望していくというふうにいたしたいと思います。大変ありがとうございます。またよろしく願い申し上げます。

○3番（白川克広君） 微に入り細に入り本当にありがとうございます。ぜひともよろしく願いしたいと思っております。

そこで若干、まず細かくて申しわけないのですが、長谷川については先ほど言われました箇所は別な箇所であって、今回私が指摘しているのは、今の番地、長谷の区長さんの前のことなのです。あそこが本当に90度なのです。本流がゴルフ場のほうから流れてきて、細いですが、ぐっと来て、住宅の脇を通過して290号線の、区長の向かい側になるのですが、そこに来て90度主流のほうに入って

いるのです。そこが湧き上がってくるということなものですから、写真も撮ってきてあるのですが、こういう感じで、ここでこっちへ曲がっちゃうのです。それが1点、ぜひここを確認していただきたいと思っております。

○市長（小池清彦君） それさっと調べまして、またそれ改善どうもすべきとこみたいなので、改善の方策を立てたいと思います。では、そのようにいたします。

○3番（白川克広君） それから、西山川の関係で、住宅側が1メートル低いというあれなのですけれども、これ実は26年の7月に上黒水の区長から市のほうに水害時の写真添付で出ているのです。これが区長の自宅で、上流に向かっての写真なのです。ここにかかっている橋を撮影しますと、これがその橋なのです。これが西山線へ行く道路で、橋、区長の自宅のほうになります。こっちは、もう橋と同じ高さなのです。こっち側、宅地のほうが、ここ段差があるのです。この1メートルなのです。したがって、よくその辺も県のほうはあそこまで多分把握はされていないかと思うので、市のほうでしっかりと要望する際にこういうふうになっているということでぜひとも強力に県のほうに要望を繰り返してお願いしたいと思います。

○市長（小池清彦君） 当然県もよく知っているのです。知っていてへ理屈くっつけているだけだと思うのです、金の関係ありますから。これは、私のほうで強く要望していかないとだめですので、要望して、現にあふれたじゃないかということで、相当金のかかる事案だとは思いますが、堤防を高くしなきゃいけませんので、改めましてしっかりと県に要望して実現しなければならぬと思っております。ということで、近いうちにまたお目にかかっているいろいろ相談する機会がありますので、よくお願いをしていきたいと思っておりますので、またよく見ていただきたいと思っております。

○3番（白川克広君） 本当によろしく申し上げます。

先ほど市長も各項目について公約に明記してあるというふうにおっしゃられました。私も確認しまして、3月議会の会議録を照合しながら私も確認しました。今回の3項目については、全て市長の公約の中にそれぞれの項目に関連する項目として入っておりますので、ぜひ県当局あるいは市単独でも強力にひとつ推し進めていただきたい。ぜひとも水害等々で被災される、悲惨な目に遭うことのないように、ひとつ皆さんの幸せのために精いっぱい頑張りたいと思います。

ありがとうございます。質問終わります。

○市長（小池清彦君） ぜひそのように頑張りたいと思いますので、またしつこくいろいろ私にプッシュしていただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山田義栄君） これにて、白川克広君の一般質問は終了しました。

2時15分まで休憩いたします。

午後1時57分 休憩

---

午後2時15分 開議

○議長（山田義栄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、次。

〔事務局長 質問要旨 朗読〕

○議長（山田義栄君） 7番、滝沢茂秋君。

〔7番 滝沢茂秋君 登壇〕

○7番（滝沢茂秋君） 皆さん、こんにちは。7番、大志の会所属、滝沢茂秋です。これより平成28年加茂市議会6月定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

質問に先立ち、本年4月14日以降、熊本県及び大分県を中心に最大震度7を記録する地震が頻発している件につきまして、被災された皆様には心よりお見舞いを、亡くなられた方々には心よりお悔やみを申し上げます。

発生から2カ月を経過し、仮設住宅への入居が始まるなど、被災地では少しずつ日常を取り戻す動きが出ているとはいうものの、いまだ避難所での生活を強いられ、大きなストレスを感じられている方も多いとのことであります。生活インフラ等、復旧に当たっていらっしゃる皆様の懸命な作業に敬服するとともに、一日も早い復興を願うばかりあります。

そして、北海道や北関東など全国各地でも地震が頻発している昨今の状況、そしてここ数日の九州を中心とした豪雨災害を考えますと、日ごろからの災害への備えを万全に整え、万が一の際には速やかに命を守る行動をとれるよう、市民の皆様とともにその準備をしていくことが大切だと思われまふ。そういった意味から、今回緊急時の避難場所及び避難場所に関する質問をさせていただきます。

では、大きな項目で質問の1点目、災害対策に関する事柄についてお伺いいたします。加茂市では、9月1日の防災の日に合わせて、毎年8月15日発行の広報かもお知らせ版にて、「災害への備えは大丈夫ですか 9月1日は「防災の日」という表題のもと、地震に備える、風水害に備える、土砂災害に備える、防災準備を始めよう、災害情報を入手しよう、以上5つの項目に分け、災害の種類による対応の違いをわかりやすく解説し、日ごろの準備や心構えの説明を記載するなど、災害対応に必要な事柄について市民に周知しております。

まずは、この広報かもお知らせ版にかかわる事柄について幾つか質問いたします。第1に、指定緊急避難場所の明確化についてお伺いいたします。震災の発生を考えると、落下物を避け、身の安全を確保できるという視点から、指定緊急避難場所の中に公園やグラウンドなどの施設を加えてもよろしいのではないかと考え、以前提案したところ、地域防災計画には屋外運動場等も緊急避難場所として明記してあるとのことでありました。確かに平成7年度版加茂市地域防災計画には、市営陸上競技場を初め、屋外の15カ所が避難場所として指定されております。ただ、残念ながら地域防災計画を市民が目にする機会はほぼありません。そこで、8月15日発行の広報かもお知らせ版に新たに指定緊急避難場所として明記し、市民に周知するべきと考えますが、いかがでしょうか。

第2に、記載されている15カ所は、学校のグラウンドと市営陸上競技場、川西運動広場ですが、市内に多数ある公園や野球場も実際には指定緊急避難場所になり得るものと考えますので、避難場所に新たに含めてはいかがでしょうか。

次に、指定避難所の施設整備についてであります。災害発生時、指定避難所となる屋内施設の耐震環境整備は、市民の命を守る観点から必要と考えられるところです。現在の加茂市においては、災害時の避難施設として44カ所が示されておりますが、これらにつきましてお伺いいたします。

第1に、主として避難所となる学校施設において、学校施設自体の耐震化とともに重要とされているのが非構造部材の耐震化であります。これは、天井や外壁、内壁、窓、ガラスなど高所で面積が大きく重いものや破損時に鋭利になるものは、落下等により生命に危険を及ぼす可能性があることから、致命

的な事故を未然に防ぐ目的で、文部科学省が交付金制度を設け、その対策を推進しているものであります。加茂市では、小中学校12校が全て避難施設として指定されておりますので、非構造部材の安全性について点検し、その上で文部科学省の設けている学校施設環境改善交付金、防災機能強化事業が利用できないでしょうか。これは、対象施設が公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校であり、算定割合は対象工事費の3分の1、下限額が400万円から上限額が2億円、対象事業は建築非構造部材の耐震化工事で、天井材、照明器具等の落下防止工事、これはつり天井の撤去工事も対象となります。外壁、建具、間仕切り等の剥落、落下防止工事、設備機器の移動、転倒防止工事等。なお、非構造部材の点検等に係る経費、これは点検から設計に至るところまでであります。これは工事に合わせて補助対象となるというものです。

第2に、体育館、保育園等避難施設となっているほかの施設についても同様の点検が必要かと思われまますが、現在どのように対策をとられているのかをお聞かせください。

次に、指定緊急避難場所及び指定避難所となっている施設の明示についてであります。市民の皆様から、御自分の地域で災害が発生した場合に避難できる場所がどこにあるのかわかりづらいというお声を頻繁にいただいております。そこで、子供からお年寄りまで全ての市民の皆様が日ごろから認識しやすい環境整備として指定緊急避難場所及び指定避難所となっている施設に看板等を設置して、災害発生時の避難場所の選択肢になり得る施設であることを明示してはいかがでしょうか。

次に、大きな質問第2点として、放課後児童健全育成事業についてお伺いいたします。昨年4月1日に施行された子ども・子育て支援法内、地域子ども・子育て支援事業は、子供及びその保護者等、または妊娠している方が教育、保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援することを目的に行われるものであります。このような子育て支援は、社会で活躍している市民の皆様が引き続き安心して加茂市で生活するための必要条件であり、これからの地域活性化にはなくてはならない事業であります。私は、今までも幾度となくこの事業に関する一般質問を行ってまいりましたが、今回は特に本年3月定例会において制定された加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例に係る事柄について幾つか質問させていただきます。

第1に、放課後児童クラブの対象児童についてお伺いいたします。条例第2条の1、放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している1年生から3年生とする。ただし、市長が特別に必要があると認めた場合においてはこの限りではないと定められている件について、3月定例会期間中の全員協議会での質疑で、4年生以上は原則対象としない、ただし女子児童については昨今の社会的情勢から希望があれば検討するとの説明がございました。そこで、現在の4年生以上の女子児童利用者がいらっしゃるのかどうか、そしてこの内容を利用希望者に対してどのように周知していらっしゃるのかをお聞かせください。また、この理由以外でも受け入れている例がありましたらお聞かせください。

第2に、放課後児童クラブの開館日数についてお伺いいたします。厚生労働省の定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、第18条の2、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日、その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるとされておりますが、現在の加茂市内の児童クラブは開館日数が240日で、原則としている

250日に満たない状況であります。これは、ほかの自治体の運営状況と比較して土曜日の開館がないこと、夏休み期間に2週間程度休館することが理由となっております。今まで議会内でもこのことは議論されてまいりましたが、加茂市として土曜日に開館しないのは、安全対策上、学校の授業がある日は先生方が校内にいらっしゃるの、不審者に対する多くの目があるが、土曜日は支援員のみとなるので危険であるという理由からであります。しかし、現在は条例の改正により以前の児童厚生員1名体制から児童厚生員及び補助員の2名体制へと人員拡充がなされております。これは、この制度の交付金対象の範囲にない七谷児童館、西児童館を除くであります。また、この基準にあるその地方における児童の保護者の就労日数という点において、加茂市及び近隣市町村ではいまだ完全週休2日制を実現している事業所は少なく、土曜日に児童のみで留守番をする例が実際にあり、その不安感が少なからず保護者の精神的負担になっていることから、土曜日の開館は必要であると考えます。参考までに、近隣自治体の事業所の多くが採用している産業カレンダーは、年間休日105日となっておりますので、事業所稼働日数は260日で、加茂市の開館日数240日と比較して20日の差があります。以上のように、私はこのたびの改正により職員の増加が図られ、安全性が確保されるようになったこと、基準にあるその地方における児童の保護者の就労日数を勘案した場合の加茂市における状況から、土曜日の開館と夏休み期間の開館日の増加を求めるものですが、本件につきましての考えをお聞かせください。

以上で私の壇上からの質問を終了いたします。なお、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。ありがとうございました。

○市長（小池清彦君） 御答弁申し上げます。座って失礼させていただきます。

まず、指定緊急避難場所の明確化についてであります。昨年の8月15日の広報かもお知らせ版には、公園やグラウンド等も一時的な避難場所として有効ですと記載しておりますので、学校のグラウンドや野球場、公園等の個別名称を逐一列記しなくても市民の皆様方は十分に承知しておられると思いますが、なお十分検討してまいりたいと思います。

市民の皆様方は、日常の生活の中で本能的にどこに逃げれば助かるかという場所を承知しておられると思います。避難場所に指定されたから、広報に明記されたからそこに逃げるとか逃げないかというものではないと思います。逆に明記しなければ誰も来ないというのではなく、そこに逃げれば助かる場所であればみんな逃げてくるわけです。その場所は、震災であれば倒壊する建物のない広い空き地でしょうし、洪水や津波のような水害であれば、津波は加茂に来ないと思いますので、洪水のような水害であれば浸水の心配のない高台でしょうし、災害の種類によっても、また発災からの経過時間によっても変わってまいります。いざというときは、なりふり構わず、人のことは構わず逃げる、そこが公共施設だろうが、民間施設だろうが、公園だろうが、駐車場だろうが逃げる、それが東日本大震災以来の鉄則であります。

いずれにいたしましても、現在加茂市は本格的な洪水ハザードマップを国、県と一緒に作成中でありますので、この作成にあわせてしっかりと指定避難場所及び指定緊急避難場所を指定し直してまいります。この洪水ハザードマップ、国、県と一緒にやってやるものですが、そもそも加茂市やらないかという声をかけてきたのは北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長の当時の、立派な方でしたが、福渡所長でありまして、じゃ私も乗りましようということので始めたのであります。これ去年の何月ごろからだったですかね、ずっと国土交通省と私が天下分け目の決戦をやったものですから、信濃川

の河川敷に新しい木を、果樹を植えてはならないという条件を平成11年からつけられているということがわかって、この撤廃のために果樹農家の方々と私が一緒になって戦って、戦い続けて、結局亀井静香先生の大変なお力がある、我がほうはそれを撤廃させることに成功したわけでありますが、まだちょっとアフターケアが残っておりまして、この議会終わりましたら完結すると思うのですが、そういうことがあって大戦争やっているのに一緒になってハザードマップつくるわけには到底いかないので、向こうももう怒り狂っているわけですから、両方怒り狂ってやっているわけですから、結果は我がほうの言うとおりにになりましたけれども、ちょっと双方が怒り狂ってやっているときに一緒になって仲よくハザードマップなんかつくっておられる状況じゃなかったもので、これで間もなく終結しますので、一応はもう終結したのですが、これから一緒に立派なハザードマップをつくっていくということになります。そういうことで、この件は御質問受けましてもそっちの作業が終わらないと進めないのです。だから、どんどん御質問になってもその都度、これができないとだめなので、そこは御理解いただきたいと思います。加茂市の果樹地帯がこのままだと壊滅したわけですから、その壊滅を防いでくれた亀井静香氏、亀井氏しか助けてくれる人いなかったわけですから、そういうことでちょっとそのためにハザードマップの作成がおくれましたので、それは加茂市の果樹産業を守るためにいたし方なかったことなので、それは御理解をいただきたいと思います。近くこれ始めたいと、また再開したいと思っております。

次に、指定避難場所の施設整備についての御質問の第1の学校施設の非構造部材の耐震化についてお答えいたします。初めに、小中学校の校舎、体育館の耐震診断と耐震補強の状況についてお答えいたします。市内の小中学校の耐震補強工事につきましては、建築基準が強化された昭和56年度以前に建築された非木造の建物について、平成20年度から逐次耐震診断を実施し、補強工事を行ってまいりました。滝沢議員御指摘の災害時に市民の避難場所となる学校施設とは、すなわち屋内体育館ということになりますが、屋内体育館につきましては、構造的な耐震補強工事が必要なものにつきましては、平成22年度までに全ての工事が完了しております。一方で、平成20年度ごろから文部科学省から非構造部材の耐震対策の重要性に関する各種通知が来始めるようになりまして、さらに平成23年3月に発生した東日本大震災では、体育館、音楽ホール等多数の建築物において天井材が脱落し、甚大な被害が生じたことなどを踏まえ、建築物における天井脱落対策にかかわる建築基準法施行令及び関連省令の改正が行われまして、平成26年4月1日より施行され、現在に至っております。

ところで、文部科学省では建築基準法施行令改正以前の平成24年度から防災機能強化事業に取り組んでおりまして、そのメニューの1つとして建築非構造部材の耐震化工事があります。建築物の非構造部材の耐震化工事には、一応代表的なものが8つありまして、第1、天井材、これは下地材、天井ボードであります。この天井材及び天井器具、天井器具というのは照明器具、空調機器等の天井器具の落下防止工事、要するに天井材及び天井器具の落下防止工事。2番目が外壁及びその仕上げ材の剥落、落下防止工事。この外壁及びその仕上げ材とは、モルタル、タイル、ALC板等であると。この落下防止。それから、3番目、建具及びガラスの破損、落下防止工事。4番目、間仕切り及び内装材等の剥落、落下防止工事。5番目が、これが屋根材の落下防止工事、瓦材等の屋根材の落下防止工事。6番目が設備機器の移動、転倒防止工事。設備機器とは、屋外空調設備、受水槽、高架水槽等でありまして、の移動、転倒防止工事。7番目が配管の破損、切断防止工事。配管とは、給排水配管、ガス配管、電線等の配管

の破損、切断、漏電も含んで切断防止工事であります。8番目が既に存在する書架やロッカーなどの備品等を建物に固定させる転倒防止工事。8つ代表的に挙がっておりますが、この8つと各種の内容にわたる工事となっております。非構造部材の耐震化ということになりますと、厳密にはこれらの各種内容の工事を全て実施、完了しなければ耐震化が完了したことにはならないわけであります。ただ、防災機能強化事業の内容については、今ほど申し上げた建築非構造部材の耐震化工事のほかに、児童生徒等の安全を確保する上で必要な工事として、転倒防止のための天窓の周囲の柵や衝突防止のためのガラスの前の手すり等の設置工事及び安全のための遊具等の更新工事などが、またその他にも屋外防災施設設置工事、自家発電設備の整備工事等、多岐にわたるメニューがあります。これらについての補助制度としては、学校施設環境改善交付金の中の防災機能強化事業があり、非構造部材の点検、調査にかかる費用についても補助対象にできることになっております。交付金の算定割合、補助率については、3分の1、交付金算定対象の範囲として、1校当たり400万円以上の事業で、上限は2億円となっております。そこで、滝沢議員の御質問は、この防災機能強化事業を利用して加茂市の指定した避難所である学校施設の非構造部材の耐震化が進められないかとのことではありますが、今ほど説明したとおり、非構造部材の耐震化を完全に実施するには全ての内容をクリアする必要があり、それには多大な経費がかかることとなります。

ところで、平成24年の11月に教育委員会と建設課で各学校施設の非構造部材の安全性について、前述の項目についての点検を実施いたしました。その結果、文部科学省が大地震の際最も大きな被害が想定されるとする6メートル超の高さにある200平方メートル超のつり天井という条件に当てはまる施設として、加茂小学校、下条小学校、石川小学校のいずれも体育館が該当しております。それから、天井と照明施設のみの耐震工事、天井の撤去と照明施設のつけかえを実施するとして算定した概算の工事費、この3校についての概算の工事費は、加茂小学校で約2,800万円、下条小学校では約2,500万円、石川小学校も約2,500万円となり、3校合計で約7,800万円となります。これを防災機能強化事業を利用して実施すると、交付金は3分の1の約2,600万円、差し引いた約5,200万円を加茂市は負担することとなります。通常使える学校教育施設等整備事業債については、撤去費用や照明器具の更新は対象とならないということでもあります。しかしながら、この経費は3校の体育館の天井と照明設備のみの耐震化の工事費であり、非構造部材の耐震化にはほかにも必要な工事がたくさんあります。それらの工事は、他の9校も実施する必要がありますので、全校の非構造部材についての耐震化を完全に完了するためにはさらに多くの経費を要することとなります。しかし、とにかく3校の体育館の天井と照明設備のみの耐震化を先にやってまいりたいと思います。ここのところもう一度申し上げますと、今まで何かくどくどお答えしましたが、要すれば3校の体育館の天井と照明設備のみの耐震化を先にやってまいりたいと思います。

第四平成園や病児保育施設等の福祉施設や道路、河川の整備等の諸施策と並行して財政状況を勘案しながら行っていく施策の順序は、第四平成園とか病児保育施設とかそういう福祉施設、それから道路、河川の整備等の諸施策、いろんな諸施策はやっていくわけですが、それと並行してやっていく事業の順序としては、第1が若宮中学校のエレベーター設置、これが何よりも最優先課題だと思っております。2番目、全小中学校の冷房化、これ2番目だと思っております。3番目、3校の体育館の天井と照明の耐震化工事。これは、小中学校の校舎のこれからやっていかなければならない耐震化工事よりも先に



手っ取り早くやってしまうべきである、私はそう思います。したがって、それより先に3校の体育館の天井と照明の耐震化工事を先にやってしまう。その後小中学校、全部で今度8校ありますから、8校の小中学校校舎の耐震化工事へ進んでいくと、そういうふうにするのがよいと考えております。

また、体育館、保育園等で避難所となっている施設についての非構造部材の耐震化につきましては、まずつり天井を有する施設はありません。つり天井を有する施設は、保育園等や学校以外の体育館にはありません。その他の非構造部材の耐震化まで言われますと、学校体育館同様、かなりの経費が必要となりますが、やはり今後の財政状況を見きわめながら進めていくということになります。

最後に、指定避難所及び指定緊急避難所となっている施設にその旨を表示した看板等を設置して、災害時の目安にはどうかというお話ですが、現在加茂市は本格的な洪水ハザードマップを国、県と一緒に作成中でありますので、この作成に合わせてしっかりと指定避難所及び指定緊急避難場所を指定し、その後看板等の設置を検討することになると思います。避難所でも豪雨、洪水のときの避難所と、それから地震のときの避難所と全然違うのです。洪水の避難所は、西のほうにはつくれないのです。うっかりつくっちゃって、そこへ大勢で避難して全員流されたようなことがこの前の東日本大震災のときにあったわけです。この間の大震災のときにハザードマップによって避難場所が決められていたわけです。そこへみんなが逃げたわけです。そうして、みんなが一斉に津波にやられたというふうな、そういう例が出てきているわけでありまして。そういうことにならない、想定外においても大丈夫なところを指定避難所にしなければならない。それは、また洪水のときと地震のときとは全然違ってくるということになりますので、2つきっちり分けてやらなければならない、そういうふうに思います。

次に、放課後児童健全育成事業、加茂市では児童館であります。についてであります。まず、第1の放課後児童クラブの対象児童についてであります。平成24年8月22日に児童福祉法の一部改正が行われ、その第6条の3第2項で、「この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」と、こういうふうにあったものを「おおむね10歳未満の」というのを削ったのです。それから、「政令で定める基準に従い」という文言を、この2つの文言を削ったわけがあります。そうして、どういう文言になったかという、「この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」というふうに変ったわけでありまして。そういうふうにして平成27年4月1日に施行となりました。本件の改正は、放課後児童健全育成事業の定義を変更したものではありません。これにより10歳以上を児童を自動的に事業の対象にしなければいけないというものではありません。私は、一般論としては、やっと授業が終わり、これで自由だと思った子供たちをまた学校内に縛りつける必要はないと思っております。4年生以上ともなれば自立させることが必要だというのがこれまでの加茂市と学校側の一致した考え方でありまして。しかしながら、中には本当に必要とする御家庭もあることも承知しております。そのため加茂市では、加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するに当たり、対象学年を1年生から3年生までを原則としつつ、市長が特別に必要なと認めた場合においてはこの限りでないとし、さきの3月議会で御可決いただきました。現在では、4年

生以上で特別な事情のある御家庭の児童など、児童館の利用を真に必要とされる児童2名、2人です。2名を受け入れております。まだ条例改正後3カ月しかたっていないので、今後こうした児童の数はふえていくものと思っております。

利用希望者への周知につきましては、福祉事務所、児童館はもちろん、学校も承知していることですので、そういったルートで相談があった方に対し案内しております。その上で、申請のあったものを私が福祉事務所と一緒に確認し、判断させていただいております。

次に、第2の児童館の開館日数を増加することについてであります。加茂市の児童館は、全て学校内に設置してありまして、本年6月1日の状況で申しますと、加茂小学校にある北児童館では29人、加茂南小学校にある南児童館では40人、石川小学校にある石川児童館には92人、下条小学校にあります下条児童館には29人、須田小学校にあります須田児童館には20人、加茂西小学校にあります西児童館には13人、七谷小学校にあります七谷児童館では5人の計228人の子供たちを預かり、冷暖房やテレビ、冷蔵庫が完備された室内や放課後のあいている体育館なども利用し、祝祭日、土日、学校の長期休暇の一部、これらを除いて開館、運営しております。

土曜日の開館につきましては、安全対策の問題があります。15年前の平成13年6月8日に大阪府池田市で大阪教育大学附属池田小学校の児童8名が犠牲となり、ほかにも多数の児童、教職員が負傷した事件などもあり、世の中が物騒になっていることに鑑み、不審者に対する多くの目があることが防犯上大切なことであると考えております。先ほど申し上げましたとおり、加茂市では児童館は学校内に設置し、児童厚生員や補助員はもとより、学校の先生方の目も行き届くようにしております。これにより、独立の児童館にはない安全、そして安心が確保できているのであります。事故ならなおさらのことであり、学校の先生方の多大なる協力を得て臨機応変に対応し、緊急時への対応として備えております。多くの子供たちをお預かりしているのであります。池田小学校の事件が起きたときは、日本国中が大変な騒ぎでした。私は、責任ある市長として、厚生員2人に任せて土曜開館を行うことはできないのであります。

また、夏休みにつきましては、8年ほど前までは8月1日から8月20日までを夏休みとして休館しておりましたが、今は8月12日から16日の間のみをお盆休みとして休館しております。冬休みにつきましても同様に、年末年始の12月29日から1月3日の間のみを休館日としております。この結果、開館日数は平成28年度では240日の予定となっております。法律は、原則として250日となっているのであり、他市に比べて安全性の高い加茂市の体制は、法律の定める原則に十分適合しており、これが最良の策であると考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○7番（滝沢茂秋君） 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

避難場所の明示等、また指定されている避難場所を改めて広報かも等で表示することは必要ないと、本能的にどこに逃げればよいかはわかるだろうという御見解かと思うのですけれども……（市長小池清彦君「いやいや」と呼ぶ）違いますか。（市長小池清彦君「よろしいですか」と呼ぶ）違いますか。

○市長（小池清彦君） これ官僚の書いたものを読んでいますので、そういう誤解あったかもしれませんが、要するに今ちゃんと指定している最中なので、指定し終わったらその次の問題になりますというこ

とであります。そのときに、私思いますに、ここは洪水のときの避難所だよと、ここは洪水のときには避難所でないよということを明らかにしなければならぬところが出てくるので、そこが難しいところだなどは思っております。両方の避難所というのはいっぱいあると思うのです。それはいいと思うのですが、地震のときは避難所になるが、洪水のときは避難所にはならないというところが西の方面にいっぱい出てくるわけです。そこらを誤解のないように指定しなきゃいけないので、ちょっと困ったなと私は正直思っているところであります。

○7番（滝沢茂秋君） 確かにそれは難しい問題でありまして、ほかの市町村を見ておりましてハザードマップの中に、例えば項目を2つ、震災時と豪雨時の場合でマル・バツで表記しているとか、そういった形でやっているところは確かにあるようです。また、グラウンド等屋根のない避難場所につきましては、基本的にはやはり災害という中でいえば震災時のものになるかと思えます。そういった意味で、こちらは明確に洪水ハザードマップができるよりも先に広域の緊急避難場所としての指定をしていただければと思うのですが、それについてはいかがですか。

○市長（小池清彦君） 例えば私のうちの近くにあります駒岡の運動場、広いグラウンドがあるのです。あそこは、加茂川大洪水のときに大水でもって田んぼが全部やられた場所なのです。辛うじて長瀬神社の森が、高い山があったので、私のうちなんか助かったのですが、そういうとこなのです。だから、大水のときにはあそこは避難所の場所にできないのですよ、かつてもう一番やられた場所なのだから。そういうことなのですよ。そこを避難所なんていうて仮に看板立てて、大洪水だというのにそこへ逃げていった人は全員やられることになるのですよ。非常に難しい問題だと。地震ならいいですよ。ただ、地震も、私はこれから何よりもやらなきゃならぬのは、加茂市内の活断層の状況を全部調べ上げなければならぬと思っております。活断層の上にある場所を地震の場合の避難場所にはできません。とにかく加茂市内にある活断層を大至急調べ上げねばならぬと私は思っております。それをよく見ながら、できませんよ。活断層の上に避難場所つくれないですよ。活断層のその上に原子力発電所つくれないのと同じことなのですよ。ちゃんと私の責任においてしっかり調べなければならない。これはわかるのです、ちゃんと調べれば、加茂市のどこに活断層が走っているかということは、これを至急調べねばならぬと思っております。

○7番（滝沢茂秋君） そして、小中学校の耐震化の非構造部材の件ですが、こちら先ほどの御答弁で加茂小学校、下条小学校、石川小学校の体育館について対応していきたいという御答弁だったかと思うのですが、これ先ほど優先順位をつけていただきましたが、例えば若宮中学校のエレベーターの設置については、今回債務負担行為、議案として上がっております。小中学校の冷房化も前回それで議会で可決されました。これ3番目となっておりますが、これ時系列といいますか、大体予定としてどのぐらいの、すぐというとなかなか厳しいものでしょうか。

○市長（小池清彦君） そこまで詳しくできないし、ほかのことがあります。第四平成園もあるし、道路の整備もあるし、いろいろありますから、そっちをやりながらこっちもやっていくということになります。そういう中で、こういうふうに優先順位をつけておくということは極めて有効であると思っております。ただし、これを何年度にやるということは、そこまでは明記できないということではありますが、もうあなた、若中のエレベーターもやるのだし、全小中学校の冷房化もやるわけですから、その次にこれが控えているわけですから、ちゃんとやるということになります。いつやるかということは、それ

は明記できないということでありまして。第四平成園もこれ喫緊の課題でございまして、もう第三平成園で相当な待機者が出ていますので、ただ第四平成園は大変ですよ。恐らく二、三十億かかるでしょう。それが待っていますので、そういう中でやっていかなければならない。そういう中で学校の耐震化もやっていかなければならない。なかなか大変であります。

○7番（滝沢茂秋君）　こちら防災機能強化事業の、この事業の中での国庫補助が3分の1ということでありまして、私の手元の資料が最新のものかどうかちょっと不確かなので、何とも言えないところもあるのですが、残りの3分の2について、元利償還金の80%が交付税算入されると。実質13.3%の地方負担でできるというような資料もございまして、少しその辺また研究していただければなと思っております。

○市長（小池清彦君）　研究どころか、私はもうひどい目に遭った、これで。下水道、これをばんばんやったわけです。加茂市が30%出せばいいと、70%は国が出してくれるというのでばんばんやったわけです。特に小泉さんという人が登場する前にはできましたから、私の前任者のときのペースです。ばんばんやって、16億の事業費、毎年。多い年は19億ぐらいばんばんやったわけです。そこへ小泉さんがあらわれて、毎年10億3,000万加茂市へ来る交付税を切ったわけです。そこでみんなもう大変なことになっちゃったわけです。その結果が今でも尾を引いているわけです。加茂市の貯金が今年度末で2億ぐらいふえますが、ひところ1億を切ってしまったと。なぜそうなったか。下水道のせいなのです。下水道のせいじゃない。下水道プラス小泉純一郎のせいなのです。小泉純一郎があらわなけりゃこんなことになりません。下水道プラス小泉純一郎のせいなのです。したがって、起債がきくからいいというてまたやり出すと、また大変な財政難に加茂市は陥ります。もう懲り懲りです。したがって、この先のことを常に考える場合には、いや、もう起債がきくのだから、3億なり4億なりの学校の耐震化を毎年やっていこうではないかなんていうことでやったら、加茂市は財政再建団体になるのです。だから、そここのところを我々はよく考えながらやっていかなければならない。もう下水道で懲り懲りしたということでありまして。

○7番（滝沢茂秋君）　確かにそういった面もございまして、あくまでも私の手元の資料でそういった基準財政需要額に算入されるという資料があったものですから、その辺ちょっと見ていただければなと思いました。

○市長（小池清彦君）　見るどころか、あなたのおっしゃっていることは全くそのとおりなのです。それだからというて毎年耐震化工事をやっていけるかと、新たに。それは、そんなことをしたら加茂市は財政再建団体になると、こういうことを申し上げているので、私だって加茂市民を最大限に幸せにすることを常に寝ても覚めても考えているわけですよ。精いっぱいのことをする決意でやっているわけですよ。しかしながら、それが裏目に出て財政再建団体になってしまったら大変なことになる。とにかくひところ、ついこの間加茂市の貯金は1億を切っちゃったのだから、そんなところになるくらいいろいろやってきたわけですよ。だから、ここで今後何かいろいろやっていくに当たっては、その貯金がどうなっていくかということもよくよく考えながらやっていかなければならない。それは、滝沢議員も私も同じ考えなのです。だから、ここであなたと私と言い合いをする気もないし、あなたが間違っているなんて言う気もないし、あなたも市会議員とされてその辺ところは十分わきまえて発言しておられるわけですから、だから落ちつくところは大体落ちつくところへ落ちついていきますが、毎年1つつつなんか

やったら大変なことになると。さらにそこに、第四平成園というものはもはやどうしてもつくらなきゃいけないのです。これが20億から30億かかるわけです。これが大変なので、第四平成園のための金も考えておかなければならぬということで、別に言い合いしているわけじゃないのです。どっちも加茂市民のために一生懸命考えて今お話をしているところでもあります。

○7番（滝沢茂秋君） そうしましたら、時間も残り少ないところですので、その件についてはお願いいたしまして、児童館の問題に移らせていただきたいと思います。

児童館の件ですが、現在4年生以上の児童が2名こちら利用されているということで、これは制度が始まって、当初その部分は心配されたところでありましたが、きちんと対応してくださっているというところで感謝申し上げたいと思います。（市長小池清彦君「まだ2名ですって」と呼ぶ）

そこで、今2名ということで、今後ふえていくだろうという心づもりでいらっしゃるところですが、その周知の部分で福祉事務所、児童館はもちろん、学校側にも周知をお願いするという話になっているかと思うのですが、具体的にはどういう形でしょうか。

○市長（小池清彦君） 保護者の方々に児童館の説明をするときにそのことを申し上げるということになります。

○7番（滝沢茂秋君） 今回は2名の御希望があったということでしょうか。

○市長（小池清彦君） 一遍にじゃありません。ぽつりぽつりときょう現在2名の方が入っておられますということになります。

○7番（滝沢茂秋君） 随時こういったところは、年度、年度で区切ることなく、必要なときにまた言っていただくような形で御対応いただければと思います。

あと開館日の問題であります、ここだけはちょっと今回なかなか難しい話になっているようですが、厚生員が2人になったということで安全については一定の配慮がなされたと思っておりますけれども、それについて改めて御答弁お願いします。

○市長（小池清彦君） これは、立場の違いでございまして、滝沢議員のお立場ならそう言うていいのです。万一池田小学校のような事件起きたときに、滝沢議員の責任だなんて言う市民は誰もいないわけです。市長の責任だということに当然なるわけです。だから、市長として考えたときに、児童厚生員2名で大きな校舎の中に責任を持たせることはできない。これだけは私の政治的生命をかけてもそれはできない。評判を落としてもできないということになります。万一のことを考えると大変なことになります。池田小学校のことは常に念頭に置いておかなければならない、そういうふうに思っております。

○7番（滝沢茂秋君） 土曜日実施といいますと、例えば公立保育園、保育の土曜日実施、あるのはいかなと思うのですが、その辺、福祉事務所長、いかがでしょう、保育園は。

○市長（小池清彦君） 保育園は、当然やっていますし、それはもう保育園の先生がびっしりいるわけですから、大丈夫です。先生1人なんていうのじゃなくて、全員でやっているわけです。

○7番（滝沢茂秋君） 土曜日保育も通常どおりの運営でやっていらっしゃるということでしょうか。

○市長（小池清彦君） そうだと思いますが、かわるがわる休みをとっているのでしょうか、土曜日だから先生2人なんていうのじゃないです。ちゃんとやっているわけです。

○7番（滝沢茂秋君） 私、基準上です。基準上でいいますと、土曜日は保育士の先生は2人でいいのではないかなと思ったのですが、そのあたりまたちょっと御確認いただいて、もしそれが安全確保が難

しいということであれば、そちらのほうも拡充をぜひお願いしたいなと思います。

○市長（小池清彦君） 生徒の数、割合少ないです。そうすると、理屈からいくと、そこも危ないではないかという理屈になりますが、だからといってそこをやめるかとか、急に先生を6人でやるかとか、そういうことになりません。世の中のことは、しゃくし定規にいくことといかないことがある。それだったら児童館も2人でいいだろうということになるでしょうが、あんなに広い学校で2人だけでいて、池田小学校のような事件が起きる可能性がある。しかも、当然生徒の人数は断然多いということ想定しなければならない、そう思います。少ないならなおさらやることはないと思うのです。

○7番（滝沢茂秋君） 私今の状況鑑みまして、先ほど申しましたが、実態と照らし合わせて研究いただければと思います。

質問終わります。

○議長（山田義栄君） これにて、滝沢茂秋君の一般質問は終了しました。

お諮りいたします。本日の会議はこれにてとどめ、23日午前9時30分から一般質問を続行いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田義栄君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後3時16分 延会